

府中町火災予防条例第4章に係る運用基準

府中町消防長 新宅 和彦

この運用基準は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）に定める危険物及び指定可燃物について、法第9条の4の規定に基づき、府中町火災予防条例（昭和37年条例第58号。以下「条例」という。）第4章に規定する指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いに関する運用基準について定めるものとする。これに伴い、「少量危険物の貯蔵及び取扱いの運用基準」（昭和61年運用基準第8号）は、廃止する。

目次

少量危険物等の運用基準（条例第30条～第32条、第34条の3、第58条）

第1 総則

- 1 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の扱い（条例第32条）・・・1
- 2 同一場所で貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量の算定（条例第32条）・・・6
- 3 基準の特例（条例第34条の3）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 4 届出の種類（条例第58条）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

第2 指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱い（条例第30条）

- 1 みだりに火気を使用しない（第1号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 2 不必要な物件（第2号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 3 危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないために必要な措置（第3号）・・・・・・9
- 4 危険物容器（第4号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 5 危険物容器の取扱い（第5号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 6 危険物容器の地震等の対策（第6号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

第3 少量危険物の貯蔵及び取扱いの基準（条例第31条の2第1項）

- 1 ためます又は油分離装置の維持管理（第1号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 2 危険物のくず、かす等の廃棄方法（第2号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 3 危険物の性質に応じた遮光、換気（第3号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

| | | |
|----|---------------------------------------|-----|
| 4 | 温度計、湿度計、圧力計等の監視（第4号） | 1 1 |
| 5 | 危険物の危険性が増大しない措置（第5号） | 1 2 |
| 6 | 危険物を貯蔵し、又は取り扱う設備等の修理（第6号） | 1 2 |
| 7 | 可燃性の蒸気等が滞留するおそれのある場合等の措置（第7号） | 1 2 |
| 8 | 保護液（第8号） | 1 3 |
| 9 | 接触又は混合により発火するおそれのある危険物と危険物その他の物品（第9号） | 1 3 |
| 10 | 危険物の局部的加熱の防止（第10号） | 1 3 |
| 11 | 危険物を詰め替える場合の防火上安全な場所（第11号） | 1 3 |
| 12 | 塗装作業を行う場合の安全な場所（第12号） | 1 4 |
| 13 | 焼入れ作業の方法（第13号） | 1 4 |
| 14 | 染色又は洗浄の作業（第14号） | 1 5 |
| 15 | バーナーの逆火防止及び危険物の流出防止方法（第15号） | 1 5 |
| 16 | 危険物を容器に収納し、又は詰め替える場合の基準（第16号） | 1 5 |
| 17 | 容器の積み重ねの高さ（第17号） | 1 6 |

第4 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の基準（条例第31条の2第2項）

| | | |
|---|-----------------------|-----|
| 1 | 標識、掲示板（第1号） | 1 7 |
| 2 | 危険物の漏れ、あふれ又は飛散防止（第2号） | 1 7 |
| 3 | 温度測定装置（第3号） | 1 7 |
| 4 | 危険物を加熱、又は乾燥する設備（第4号） | 1 8 |
| 5 | 圧力計及び安全装置（第5号） | 1 8 |
| 6 | 引火性の熱媒体を使用する設備（第6号） | 1 8 |
| 7 | 電気設備（第7号） | 1 8 |
| 8 | 静電気を有効に除去する装置（第8号） | 1 9 |
| 9 | 危険物を取り扱う配管（第9号） | 1 9 |

第5 少量危険物を屋外で貯蔵し、又は取り扱う場合の基準（条例第31条の3）

| | | |
|---|------------------------|-----|
| 1 | 容器を架台で貯蔵する場合の高さ（第1項） | 2 1 |
| 2 | 屋外で貯蔵し、又は取り扱う場合の例（第2項） | 2 1 |

第6 少量危険物を屋内で貯蔵し、又は取り扱う場合の基準（条例第31条の3の2）

| | | |
|---|--------------------|-----|
| 1 | 建築物の壁、柱、床及び天井（第1号） | 2 5 |
| 2 | 窓及び出入口（第2号） | 2 5 |
| 3 | 床の構造（第3号） | 2 5 |
| 4 | 架台の構造（第4号） | 2 5 |
| 5 | 採光、照明及び換気設備（第5号） | 2 5 |
| 6 | 排出設備（第6号） | 2 5 |

第7 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク（地盤面下に埋設されているタンク（以下「地下タンク」という。）及び移動タンクを除く。）の基準（条例第31条の4）

| | | |
|----|-------------------------------------|----|
| 1 | タンクに危険物を収納する容量（第1項） | 27 |
| 2 | タンクの構造（第2項第1号） | 27 |
| 3 | 地震等の措置（第2項第2号） | 28 |
| 4 | さび止めのための措置（第2項第3号） | 28 |
| 5 | 安全装置、通気管等（第2項第4号） | 28 |
| 6 | 引火を防止するための措置（第2項第5号） | 29 |
| 7 | 危険物の量を自動的に表示する装置（第2項第6号） | 29 |
| 8 | 注入口（第2項第7号） | 29 |
| 9 | 開閉弁（第2項第8号） | 30 |
| 10 | 地震等によるタンクと配管との結合部に損傷を与えない措置（第2項第9号） | 30 |
| 11 | 危険物が漏れた場合の流出を防止するための措置（第2項第10号） | 31 |
| 12 | 底板の外面の腐食を防止するための措置（第2項第11号） | 31 |

第8 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの基準（条例第31条の5）

| | | |
|---|---------------------------|----|
| 1 | 地下タンクに危険物を収納する容量（第1項） | 32 |
| 2 | タンクの埋設方法（第2項第1号） | 32 |
| 3 | ふたの構造（第2項第2号） | 32 |
| 4 | タンクの固定（第2項第3号） | 33 |
| 5 | タンクの材質、板厚等（第2項第4号） | 33 |
| 6 | 危険物の量を自動的に表示する装置等（第2項第5号） | 33 |
| 7 | 配管の取り付け位置（第2項第6号） | 33 |
| 8 | 危険物の漏れを検知する設備（第2項第7号） | 33 |

第9 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの基準（条例第31条の6）

| | | |
|----|--------------------------------------|----|
| 1 | タンクに危険物を収納する容量（第1項） | 35 |
| 2 | 注入ホース、注入ノズル（第1項第1号） | 35 |
| 3 | 安全な注油に支障がない注油速度（第1項第2号） | 35 |
| 4 | 接地導線（第1項第3号） | 35 |
| 5 | 静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物の注入（第1項第4号） | 35 |
| 6 | 火災予防上安全な場所（第2項第1号） | 36 |
| 7 | タンクの材質、板厚等（第2項第2号） | 36 |
| 8 | タンクと車両の固定方法（第2項第3号） | 37 |
| 9 | 安全装置（第2項第4号） | 37 |
| 10 | タンクの間仕切り（第2項第5号） | 37 |

| | | |
|--------------------------------|---|----|
| 11 | 防波板（第2項第6号） | 38 |
| 12 | マンホール及び注入口のふた（第2項第7号） | 38 |
| 13 | 防護柵（第2項第8号） | 38 |
| 14 | 緊急停止弁（第2項第9号） | 39 |
| 15 | 配管に設ける弁等（第2項第10号） | 41 |
| 16 | タンク及び付属装置の電気設備（第2項第11号） | 41 |
| | | |
| 第10 | 少量危険物の貯蔵及び取扱いの危険物の類ごとの共通基準（条例第32条の7） | |
| 1 | 第1類の危険物（第1項第1号） | 42 |
| 2 | 第2類の危険物（第1項第2号） | 42 |
| 3 | 第3類の危険物（第1項第3号） | 42 |
| 4 | 第4類の危険物（第1項第4号） | 43 |
| 5 | 第5類の危険物（第1項第5号） | 43 |
| 6 | 第6類の危険物（第1項第6号） | 43 |
| 7 | 危険物の貯蔵及び取扱いが第1項の基準によらない場合（第2項） | 44 |
| | | |
| 第11 | 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の維持管理 （条例第31条の8） | 45 |
| | | |
| 第12 | 動植物油類の適用除外（条例第31条の9） | 45 |
| | | |
| 指定可燃物の運用基準（条例第33条～第34条の2、第58条） | | |
| | | |
| 第1 | 総則 | |
| 1 | 指定可燃物の特性 | 46 |
| 2 | 品名の区分 | 46 |
| 3 | 指定可燃物の貯蔵及び取扱い | 50 |
| 4 | 指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の扱い | 52 |
| 5 | 同一場所で貯蔵し、又は取り扱う指定可燃物の数量の算定 | 52 |
| 6 | 基準の特例（条例第34条の3） | 53 |
| 7 | 届出の種類（条例第58条） | 53 |
| | | |
| 第2 | 可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準（条例第33条） | |
| 1 | 可燃性液体類等（第1項） | 54 |
| 2 | 可燃性液体類等を収納する容器（第1項第1号） | 54 |
| 3 | 容器の積み重ね高さ（第1項第2号） | 55 |

| | | |
|---|-----------------------------|----|
| 4 | 屋外で貯蔵し、又は取り扱う場合の空地等（第2項第1号） | 55 |
| 5 | 屋内で貯蔵し、又は取り扱う場合の空地等（第2項第2号） | 55 |
| 6 | 規定の準用（第3項） | 56 |

第3 綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準（条例第34条）

| | | |
|----|---------------------------------------|----|
| 1 | 綿花類等（第1項） | 57 |
| 2 | みだりに火気を使用しない（第1項第1号） | 57 |
| 3 | 係員以外の者の出入り（第1項第2号） | 57 |
| 4 | 区分して整理、地震等の対策（第1項第3号） | 57 |
| 5 | くず、かす等の廃棄（第1項第4号） | 57 |
| 6 | 再生資源燃料（第1項第5号） | 58 |
| 7 | 標識、掲示板（第2項第1号） | 58 |
| 8 | 綿花類等の集積（廃棄物固形化燃料等及び合成樹脂類を除く。）（第2項第2号） | 58 |
| 9 | 合成樹脂類（第2項第3号） | 59 |
| 10 | 廃棄物固形化燃料等（第2項第4号） | 60 |

第4 危険要因の把握等（条例第34条の2）

凡 例

本基準における用語例は、次のとおりとする。

| | |
|-------|--|
| 法 | 消防法（昭和23年法律第186号） |
| 政令 | 消防法施行令（昭和36年政令第37号） |
| 危政令 | 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号） |
| 危省令 | 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号） |
| 危告示 | 危険物に関する技術法の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号） |
| 条例 | 府中町火災予防条例（昭和37年条例第58号） |
| 条例規則 | 府中町火災予防条例施行規則（昭和61年規則第4号） |
| 建基法 | 建築基準法（昭和25年法律第201号） |
| 建基令 | 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号） |
| J I S | 産業標準化法（昭和24年法律第185号）に規定する日本産業規格 |

※ 本文中の「・・・指導する。」は、行政指導の事項。（文章の末尾に◆を記載する。）

少量危険物等の運用基準

第1 総則（条例第32条、第34条の3、第58条）

1 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の扱い（条例第32条）

少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の「同一の貯蔵取扱場所」、又は「それぞれの貯蔵取扱場所」の判断は、次のとおりとする。

(1) 屋外の場合

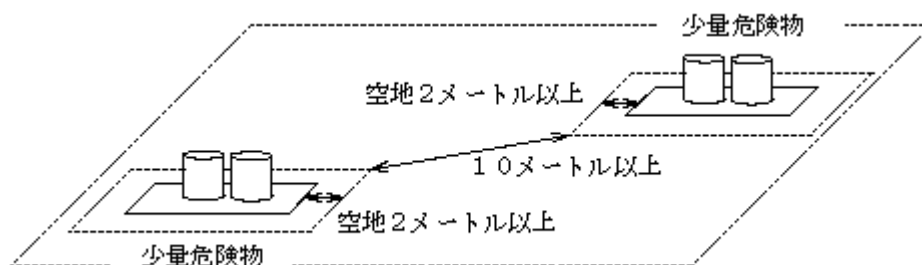
- ① 容器または設備により貯蔵し、又は取り扱う場合は、原則として敷地単位を同一の貯蔵取扱場所とする。ただし、次の場合は、それぞれの貯蔵取扱場所とすることができる。

なお、防火上安全な距離は実状によることとし、同一敷地内にある指定数量の5分の1未満の危険物は、できる限り分散させないこと。

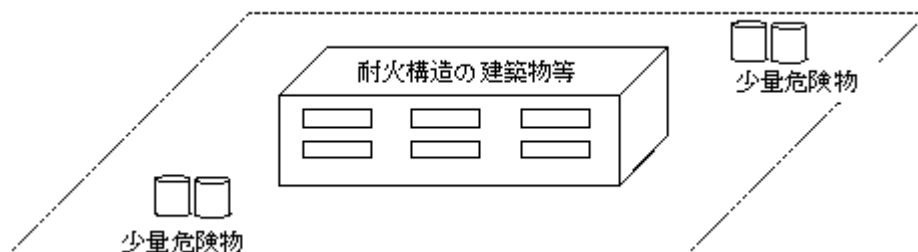
ア 合計した危険物の数量が指定数量未満で、それぞれの貯蔵取扱場所が6メートル以上離れている場合

イ 合計した危険物の数量が指定数量以上で、それぞれの貯蔵取扱場所が10メートル以上離れている場合（第1-1図参照）

ウ 施設相互間が耐火構造の建築物又は塀等で防火上有効に隔てられている場合（第1-2図参照）



第1-1図 合計した危険物の数量が指定数量以上で防火上安全な距離を有している例



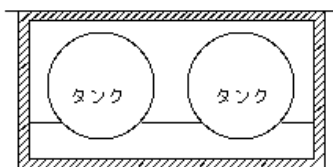
第1-2図 耐火構造の建築物により隔てられている例

② タンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合、タンクごととする。ただし、地下タンクの場合で次の場合は同一の貯蔵取扱場所とする。

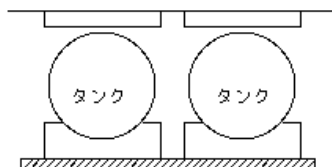
ア 同一のタンク室内に設置されている場合（第1-3図参照）

イ 同一の基礎上に設置されている場合（第1-4図参照）

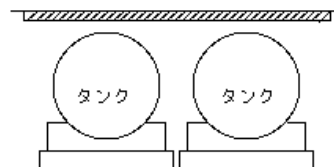
ウ 同一のふたで覆われている場合（第1-5図参照）



第1-3図 同一タンク室の例

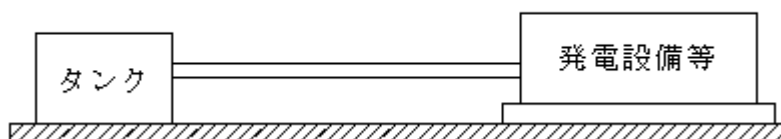


第1-4図 同一基礎の例



第1-5図 同一ふたの例

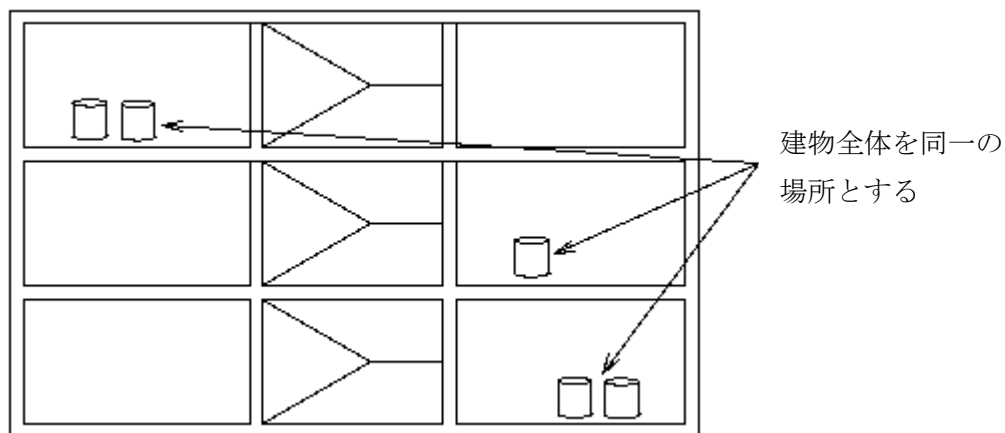
③ タンクと設備が同一行程の場合は、同一の貯蔵取扱場所とする。（第1-6図参照）



第1-6図 同一工程の場合

(2) 屋内の場合

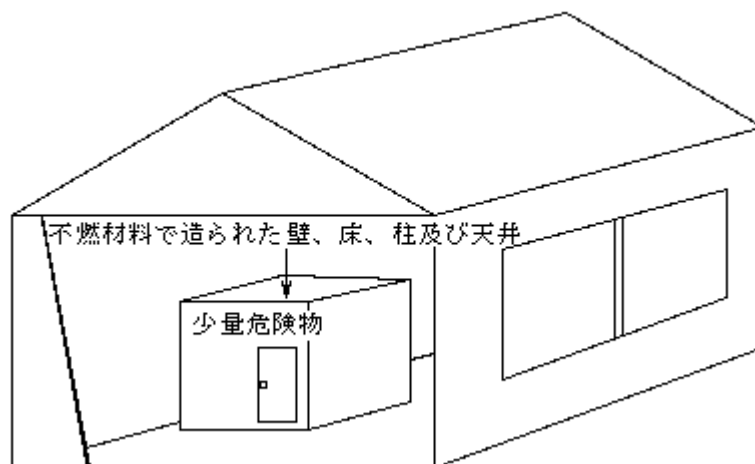
① 容器または設備により貯蔵し、又は取り扱う場合は、原則として建築物ごととする。（第1-7図参照）



第1-7図 屋内の場合

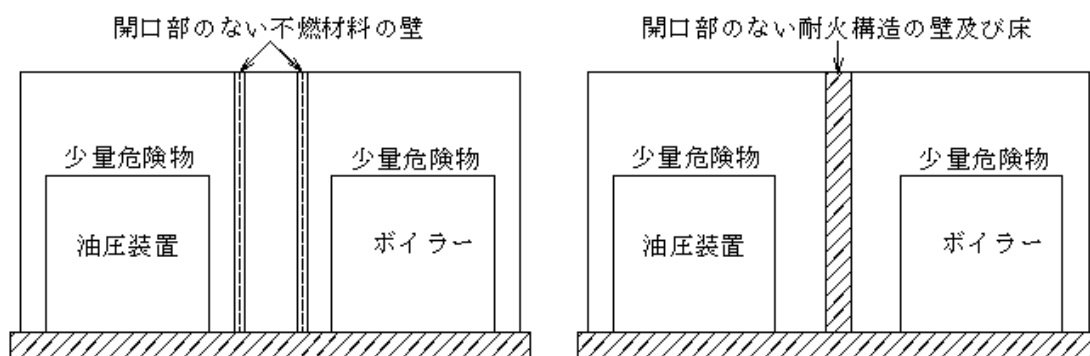
ただし、次の場合は、それぞれの貯蔵取扱場所とすることができる。

ア 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所が、出入口（防火設備）以外の開口部（排気ダクトを除く。）を有しない不燃材料で他の部分と有効に区画（以下「不燃区画」という。）されている場合（第1-8図参照）



第1-8図 不燃区画の例

なお、不燃区画されている場合を連続して設けることは認められないが、相互に隣接する壁及び床を開口部のない耐火構造とする場合は、この限りでない。（第1-9図、第1-10図参照）



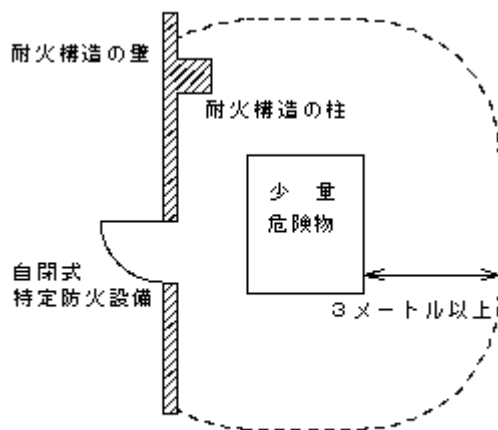
第1-9図 認められない例

第1-10図 認められる例

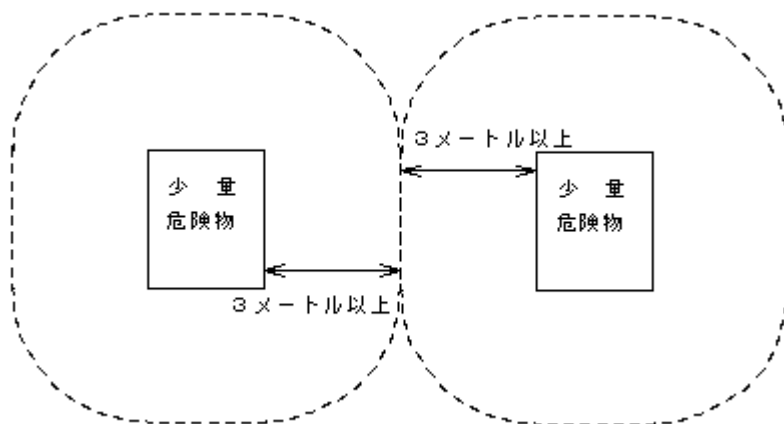
イ 危険物を取り扱う設備（危険物を移送するための配管等の付属設備を除く。）の周囲に幅3メートルの空地が保有されている場合

ただし、当該設備から3メートル未満となる部分の建築物の壁（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備の出入口以外を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合は、空地を短縮することができる。（第1-11図参照）

なお、当該空地を他の少量危険物貯蔵取扱場所と共有することは認められない。これにより、一の建築物内に複数の少量危険物貯蔵取扱場所が存する場合や、部分規制の危険物施設との併設が可能となる。（第1-12図参照）



第1-11図 保有空地を短縮できる場合



第1-12図 それぞれの貯蔵取扱場所を複数設置する場合

空地は、上階がある場合は、上階の床又は天井（天井がない場合は小屋裏）までをいい、空地の上方に電気配線、ダクト等が通過する場合は、火災の実態危険がないものであること。

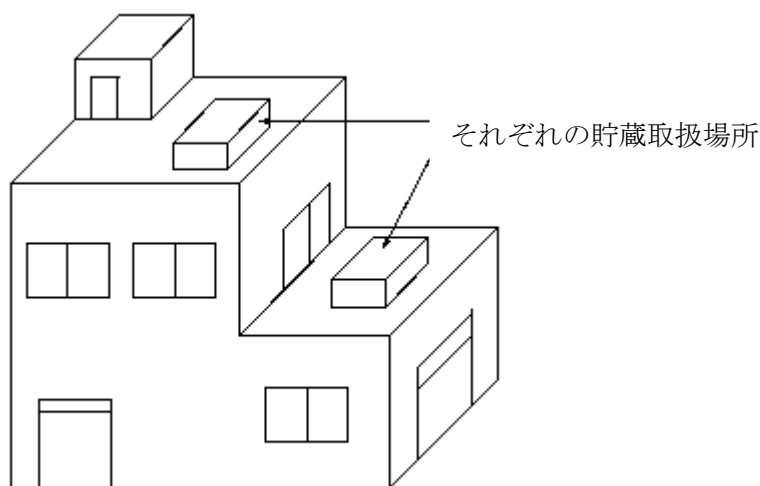
保有空地の範囲をペイント、テープ等で明示するように指導する。◆

- ② 屋内タンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合は、タンク専用室ごととする。

- ③ タンクと設備が同一工程の場合は、同一の貯蔵取扱場所とする。
- ④ 共同住宅の貯蔵取扱場所で管理権原者の異なる場合は、それぞれの貯蔵取扱場所とする。
- ⑤ 百貨店、物品販売店等で化粧品等が陳列される場合は、階ごとに防火上有効に区画されている場合は、それぞれの貯蔵取扱場所とする。
- ⑥ ベランダ等が建基法上の床面積に含まれる場合は屋内の場合を準用し、含まれない場合は屋外の基準を準用する。

(3) 屋上の場合には次によること。

- ① 屋上部分を同一の貯蔵取扱場所とみなし、屋外の場合を準用する。
- ② 階の異なる屋上部分がある場合は、それぞれの貯蔵取扱場所とする。(第1-13図参照)



第1-13図 階の異なる屋上

(4) 特殊な場所の場合は次によること。

- ① 新築工事中の現場において貯蔵し、又は取り扱う場合は、原則として建築物ごととする。
- ② 建設現場等において土木建設重機等へ給油する場合は、重機等が移動する範囲ごととする。
- ③ シールド工事で危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、立坑及び掘削機により掘削する場所ごととする。ただし、複数のトンネルを複数のシールドマシンを用いて工事する場合であっても、立坑を共有し、かつ、到達点が同一であるものは、当該場所ごととする。

なお、掘削機等で貯蔵し、又は取り扱う危険物は、引火点が100度以上のものを100度未満の温度で貯蔵し、又は取り扱う場合に限る。

- ④ 建築物に設置された免震用または制振（震）用オイルダンパーで危険物を取り扱う場合は、免震用または制振（震）用オイルダンパー（免震用については、国土交通大臣の認定を受けているものに限る。）のうち、第3石油類等の危険物を取り扱うもので次の要件に適合するものにあつては、当該オイルダンパーごととする。
- ア 取り扱う危険物は、指定数量の5分の1未満の高引火点危険物（引火点が100度以上の第4類の危険物）であること。
- イ 円筒状の鋼製シリンダー及びその付属部品に危険物が密閉されているものであること。

2 同一場所で貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量の算定（条例第32条）

同一場所で貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量の算定については、次の例による。

(1) 貯蔵場所の場合

貯蔵する危険物の全量とする。

(2) 取扱場所の場合

取り扱う危険物の全量とする。

なお、算定方法は次に掲げる危険物の取扱形態等の区分によることとし、複数の取扱形態等を有する場合は合算するものとする。

① 油圧装置、潤滑油循環装置等による危険物の取扱いについては、瞬間最大停滞量をもって算定する。

② ボイラー、発電設備等の危険物の消費については、1日における計画又は実績消費量のうち、いずれか大なる数量をもって算定する。

なお、非常用のものあつては、業態、用途、貯蔵量（他の許可施設等を含む。）や当該発電設備等の時間当たりの燃料消費量、事業所の営業時間等を総合的に判断して算定する。

(3) 貯蔵場所と取扱場所を併設する場合

① 貯蔵場所と取扱場所が同一工程にある場合（ボイラーと当該ボイラー用の燃料タンクを同一の室内に設けた場合等）

貯蔵する危険物の全量と取り扱う危険物の全量を比較して、いずれか大なる数量とする。

② 貯蔵場所と取扱場所が同一工程にない場合

貯蔵する危険物の全量と取り扱う危険物の全量を合算した量とする。

③ 自動車等へ給油することを目的として設けた簡易タンクの場合

貯蔵量又は1日の取扱数量のいずれか大なる数量とする。

(4) 算定から除外できる場合

① 指定数量の5分の1未満の燃料装置部が同一室内に設置されている石油ストーブ、

石油こんろ等で専ら室内の暖房又は調理等の用に供する場合は、当該石油ストーブ、石油こんろ等で取り扱う危険物を当該室内における危険物の数量の算定から除外することができる。

- ② 建設現場等における土木建設重機等（指定数量未満の危険物を保有するものに限る。）の燃料タンク内の危険物は数量の算定から除外し、1日の給油量で算定するものとする。

3 基準の特例（条例第34条の3）

少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合において、予期しない貯蔵及び取扱いの状況、特殊な設備の開発等により、基準の特例を適用する前提としては、具体的な環境条件、代替措置等が存在することが必要であり、その運用については、統一的、客観的な運用に努めなければならない。また、基準の特例を適用する場合は、審査書等に基準の特例を適用するに至る経緯等を記載するものとする。

4 届出の種類（条例第58条）

(1) 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所を新設する場合

指定数量の5分の1以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、指定数量の2分の1以上）指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、その7日前までに条例規則様式第14号（第13条関係）に必要事項を記載して届け出るものとする。

なお、(1)から(3)までの届出者は、当該危険物貯蔵取扱場所の権原を有する所有者、管理者、占有者（以下「関係者」という。）とする。

(2) 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所を変更する場合

① 少量危険物の類、品名、数量を変更する場合

条例規則様式第14号（第13条関係）の「届出書」の右横に（変更）を「類、品名及び最大数量」の欄に変更後の類、品名、最大数量を「その他必要な事項」の欄に変更の理由を記載して、届け出るものとする。◆

② 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造、設備を変更する場合

条例規則様式第14号（第13条関係）の「届出書」の右横に（変更）を「位置、構造、設備の概要」の欄及び「(裏)」に変更後の概要を「その他必要な事項」の欄に変更の理由を記載して、届け出るものとする。◆

③ 前①、②の届け出の場合、条例附則の経過措置等に留意すること。

(3) 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所を廃止する場合

(1)により届け出た者が、少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所を廃止する場合にあ

っては、条例規則様式第15号（第13条関係）に必要事項を記載して届け出るものとする。

第2 指定数量未満の危険物の貯蔵又は取り扱い（条例第30条）

1 みだりに火気を使用しない（第1号）

「みだりに火気を使用しない」とは、火気を使用するときは、安全な場所を指定して安全な方法でこれを使用することをいう。すなわち、危険物の性質及び作業工程を考慮して、適切に管理された状態のみ火気の使用ができるものとし、次の要件を満たすこと。

- ① 正当な理由がある場合に限ること。
- ② 管理が徹底されていること。
- ③ 防火上安全な場所であること。
- ④ 安全な方法による火気の使用であること。

2 不必要な物件（第2号）

「不必要な物件」とは、当該場所の作業工程において、必要でない物件をいうものであり、可燃物に限るものではない。例えば、原料や製品を置く台や作業をするための机等は必要なものであり、整理されていれば差し支えないが、原料を取り出したあとの空箱等不必要なものは、速やかに整理する必要がある。

3 危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないために必要な措置（第3号）

この場合の「必要な措置」とは、貯蔵及び取扱いの形態に応じた密栓、ふた、受け皿、バルブ等の設置及びこれらの管理等をいう。

4 危険物容器（第4号）

「危険物の性質に適応し」とは、容器が危険物の品名及び危険等級（危省令第39条の2に規定する危険物の等級をいう。）に応じ、危省令別表第3又は第3の2に規定する運搬容器の基準に適合することをいう。

5 危険物容器の取り扱い（第5号）

第4号に適合する容器に危険物を収納して貯蔵し、又は取り扱う場合においても、粗暴な行為によって取り扱うと火災予防上の安全が期待できないため、本号は、行為規制として、容器の粗暴な取り扱いを禁止したもの。

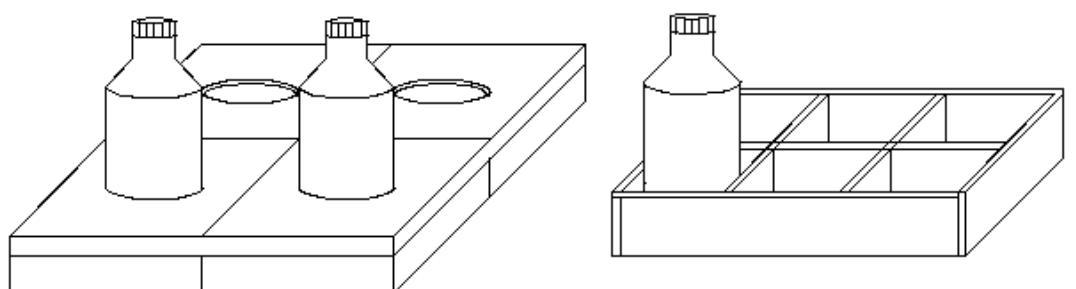
特に、第1類の危険物及び第5類の危険物は衝撃を加えないこと、第4類の危険物は転倒させないこと、また、紙袋、ガラス等破損しやすい容器については、特に粗暴な行為を

禁止することが肝要である。

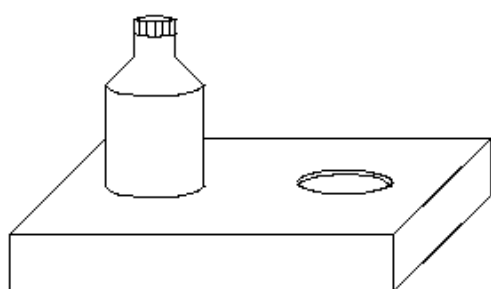
6 危険物容器の地震等の対策（第6号）

地震等による容器の転倒防止措置は、次によること。

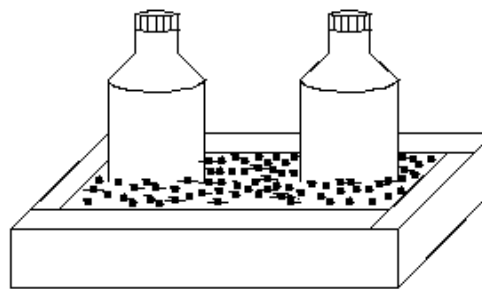
- ① 容器は、戸棚、棚等に貯蔵すること。
- ② 戸棚、棚等は、建築物の壁体又は床面に直接固定すること。ただし、高さが低く、据付面積が大きい戸棚等で容易に転倒しないと認められるものは、この限りでない。
- ③ 戸棚、棚等には、金属又は木製の板（たるみを生じない材料）により容器の転倒、落下を防止するための有効な柵を設けること。この場合、柵の高さは、貯蔵する容器等の出し入れに支障がない範囲とすること。（第2-1図参照）
- ④ 容器は、滑り止めのための有効な措置を講ずること。（第2-1図参照）
- ⑤ 柵に容器を貯蔵する場合は、上方からの他の物品の落下による容器の損傷等を防止する措置を講ずるか、このようなおそれのない場所を選定すること。



容器1本ごとにセパレート型とする



容器の大きさに応じてくぼみ等を設ける



容器を砂箱内に収納する

図2-1 容器の収納例

第3 少量危険物の貯蔵及び取扱いの基準（条例第31条の2第1項）

1 ためます又は油分離装置の維持管理（第1号）

「ためます又は油分離装置」にたまった危険物のみならず、ごみや砂等についても除去し、排水溝等に危険物を流出させないように維持管理すること。

2 危険物のくず、かす等の廃棄方法（第2号）

- ① 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、「危険物のくず、かす等」が生じるが、それらを放置しておくことは、火災予防上危険であるため、それらを除去しなければならない。
- ② 廃棄の方法として、可燃性の危険物は少量ずつ安全な場所で焼却、水溶性の塩類又は酸類の危険物は中和又は希釈し処理、その他埋設する等、他に人的又は物的損害を及ぼさないように危険物の性質に応じて廃棄しなければならない。

3 危険物の性質に応じた遮光、換気（第3号）

- (1) 「当該危険物の性質に応じ、遮光又は換気を行う」とは、温度又は湿度の変化により酸化又は分解等を起こすおそれのないように、適正温度又は湿度を保つために遮光、換気を行うことをいう。
- (2) 「遮光」を図る必要があるのは、黄りん、エーテル、二硫化炭素、コロジオンその他揮発性の大きい液体等の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合がある。
- (3) 「換気」は、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所における室内の空気を有効に置換し、温度又は湿度を適正に保つことを目的とし、自然換気又は強制換気のどちらでもよい。

4 温度計、湿度計、圧力計等の監視（第4号）

- (1) 計器を監視することで、危険物及び周囲の状態を把握し、危険物の性質に応じた適正な温度、湿度、圧力等を保つことで、当該危険物を安全に貯蔵し、又は取り扱うことを目的としたもので、「その他の計器」には、液面計、流速計、流量計、回転計、電流計等が含まれる。
- (2) 計器類の監視は、次によること。
 - ① 計器類の監視は、危険物の貯蔵取扱形態の実態に応じた方法で行うこと。
 - ② 計器類が多数設置される貯蔵取扱場所については、集中して監視できる方法を指導する。◆

5 危険物の危険性が增大しない措置（第5号）

危険物の長期間にわたる貯蔵、温度変化等による変質又は異物の混入等による当該危険物の危険性の増大を防止することを規定したもので、「異物」とは、石、ガラス、薬品その他の物質で、当該危険物の貯蔵又は取扱いに伴って必然的に生じる物質を除いたすべての物質をいう。また、自然発火性の危険物又は混合接触により発火したり爆発したりする危険物については、あらかじめその性質を把握して、本号の適正な運用に努めなければならない。

6 危険物を貯蔵し、又は取り扱う設備等の修理（第6号）

「危険物を完全に除去」とは、安全措置の例示であり、これ以外の安全な措置としては、水の注入、散水、不活性ガスの封入等が挙げられる。本号は、貯蔵取扱場所の実態に応じた火災予防上の安全な措置を講ずることにより、当該修理作業に伴う火災等の災害の発生を防止することを目的としている。

7 可燃性の蒸気等が滞留するおそれのある場所の措置（第7号）

(1) 「可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスが漏れ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所」の取扱いについては、危険物の引火点、貯蔵取扱形態、換気、通風等を考慮して判断するものとし、原則として次に掲げる場所とする。

- ① 引火点が40度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所
- ② 引火点が40度以上の危険物であっても、その可燃性液体を当該引火点以上の状態で貯蔵し、又は取り扱う場所
- ③ 可燃性微粉が滞留するおそれのある場所

(2) 「可燃性のガス」とは、アセチレン、水素、液化石油ガス、都市ガス等可燃性のものをいう。

(3) 「可燃性の微粉」とは、マグネシウム、アルミニウム等の金属粉じん及び小麦粉、でん粉その他可燃性粉じんで、集積した状態又は浮遊した状態において着火したときに爆発するおそれのあるものをいう。

(4) 「完全に接続し」とは、接続器具、ねじ等を用いて堅固に、かつ、電気的に確実に接続し、接続点に張力が加わらない状態をいう。

(5) 「火花を発生する機械器具、工具、履物等」には、次に示すものがある。

- ① 機械器具
ア グラインダー等衝撃により火花を発生するもの

イ 電熱器、暖房機器等高温部を有するもの

ウ 電気設備

② 工具、履物等

ハンマー、底に鉄びょうのある靴等、衝撃により火花を発生するもの

(6) 火花を発生しない工具としては、ゴム製のハンマーや防爆用安全工具（ベリリウム銅合金製）等がある。

8 保護液（第8号）

「保護液」とは、空気に接触させると著しく危険となる危険物を保護するための液であり、例えば、金属ナトリウムの場合のパラフィン、灯油、軽油やニトロセルロースの場合の水等が該当する。長期間、保護液中に危険物を保存する場合は、保護液が減少して危険な状態とならないように留意しなければならない。

9 接触又は混合により発火するおそれのある危険物と危険物その他の物品（第9号）

(1) 接触又は混合により発火するおそれのある危険物と危険物その他の物品とを同一場所に貯蔵した場合、地震等により相互の物品の接触混合又は転落による危険物の流出等によって災害が発生することが容易に考えられるため、これらの危険物又は物品は、そのおそれのないように貯蔵、保管しなければならない。

(2) 「接触又は混合しないような措置」とは、危険物がその他の物品と接触混合しないように不燃材料等で完全に区画された場合等が考えられるが、事案ごとに具体的に判断するものとする。

10 危険物の局部的加熱の防止（第10号）

塗料製造工程等において、合成樹脂、顔料、可溶性等を混練作業中、局部的に温度上昇して、発生する火災を防がなければならない。

「温度が局部的に上昇しない方法」には、次の方法がある。

① 直火を用いない方法

② 熱源と被加熱物とを相対的に動かす方法

③ 被加熱物の温度分布により偏りを生じさせない方法

11 危険物を詰め替える場合の防火上安全な場所（第11号）

シンナー、ガソリン、灯油等の可燃性液体類の詰め替えが、コンロや石油ストーブ等の

付近で行われて火災が発生する事例があるため、この種の事故を防止するために規定したもので、「防火上安全な場所」とは、不燃材料等の壁等で区画された場所及び火気や火花が発生するおそれのない場所、かつ、通風、換気が十分に行われている場所をいう。

12 吹付塗装作業を行う場合の安全な場所（第12号）

吹付塗装作業は、引火点が比較的低い危険物を溶剤として使用し、その作業場所では可燃性蒸気の濃度が高くなる危険性があるため、防火上有効な隔壁で区画された場所等安全な場所で行うこと。

「防火上有効な隔壁で区画された場所等安全な場所」とは、次に掲げる場所をいう。

- ① 小屋裏に達する準耐火構造又は防火構造（下地が不燃材料のものに限る。）の壁（開口部を設ける場合は自閉式の防火設備とし、その他にあつては、防火上有効なダンパーを設けたもの。）で区画された場所

なお、防火構造とは次に該当するものをいう。

ア 改正前建基令第108条第1号に適合していた防火構造（同条第4号の規定に基づき、建設大臣が同条第1号と同等以上の防火性能を有すると認めて指定したものを含む。）

イ 平成12年建設省告示第1359号第1、1、ロに規定する構造（この場合、「屋外側」を「吹付塗装作業場側」に読み替えるものとする。）

- ② 塗装ブース又はウォーターカーテン等を設け、危険物の蒸気等が塗装場所以外の場所へ拡散しない場所

- ③ 屋外又は周囲が十分に開放されている屋内で、火源から安全と認められる距離を有している場合

13 焼入れ作業の方法（第13号）

比較的引火点の高い焼入油であっても、長時間の連続作業等により温度制御が適切に行われない場合には危険な状態になるため、注意しなければならない。

- ① 「危険な温度に達しない」には、次の方法がある。

ア 焼入油の容量を十分にとる方法

イ 循環冷却装置を用いる方法

ウ かく拌装置を用いる方法

エ 冷却コイルを用いる方法

オ その他、前アからエまでと同等以上の効果があると認められる方法

- ② 「危険な温度」とは、危険物の引火点から50度を差し引いた温度をいう。

14 染色又は洗浄の作業（第14号）

危険物を使用する染色又は洗浄の作業においては、吹付塗装作業と同様に可燃性蒸気が滞留するおそれがあるため、可燃性蒸気を室外の高所に排出するための排出設備を設ける等換気をよくするとともに、当該作業により生じる廃液についても容器に収納して貯蔵する等安全に処置する必要がある。

15 バーナーの逆火防止及び危険物の流出防止方法（第15号）

「バーナーの逆火を防ぎ、かつ、危険物があふれない」には、次の方法がある。

① バーナーの逆火防止方法

ア プレパージ

バーナーに点火する際、事前に燃焼室内に送風し、未燃焼ガス等を有効に除去する方法

イ ポストパージ

バーナーの燃焼を止めた後、ある一定時間送風を継続して、燃焼室内の未燃焼ガス等を有効に除去する方法

② 危険物があふれない方法

ア 燃料をポンプ等で供給している場合等、戻り管を設置する方法

イ フレームアイ、フレームロッド、火炎監視装置によりバーナーの不着火時における燃料の供給を停止する方法

16 危険物を容器に収納し、又は詰め替える場合の基準（第16号）

危険物の運搬以外に危険物を収納する場合や詰め替える場合の容器について規定したものである。

① 「これと同等以上であると認められる容器」とは、総務大臣が貯蔵又は取扱いの安全上これと同等以上であると認めて告示した容器（危告示第68条の2の2）と同一の意味である。また、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所と同一の敷地内において危険物を貯蔵し、又は取り扱うため、内装容器等以外の容器に収納し、又は詰め替える場合において、当該容器の貯蔵及び取扱いが火災予防上安全であると認められる場合は、条例第34条の3に規定する基準の特例を適用し、危省令第39条の3第1項ただし書きと同様の扱いとすることができるものとする。

② 内装容器等には、危省令第39条の3第2項から第6項までの規定により、危険物の品名、危険等級（危省令第39条の2に定める危険物の区分）、水溶性の第4類の危険物にあっては、「水溶性」及び危険物に応じた注意事項を表示しなければならない

い。また、家庭で使用されている灯油用ポリエチレン容器、又は金属製ドラム、ペール缶、金属製18リットル缶、ガソリン携行缶は、危険物保安技術協会がその確認試験を行い、合格したものに対して認定証等を添付している。

17 容器の積み重ねの高さ（第17号）

地震等による転落を防ぐため、危険物を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合の高さを規定したもので、積み重ねの高さは、第3石油類及び第4石油類のみ貯蔵する場合は4メートル、その他の場合は3メートルを超えてはならない。

なお、高さの算定は、地盤面又は床面から容器の上端までの高さとする。

第4 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の基準 (条例第31条の2第2項)

1 標識、掲示板 (第1号)

本号は、少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所に設ける標識及び掲示板について規定したものである。これらは、当該場所における危険物の所在を周知させることにより、防災上の周囲を喚起し、また、消火活動における効果を期待するものである。

(1) 移動タンク以外の少量危険物貯蔵取扱場所

- ① 標識、掲示板は、出入口付近等の外部から見やすい位置設けること。
- ② 標識、掲示板の大きさ、地の色及び文字の色は、条例規則別表第4 (第14条関係) に適合させること。
- ③ 標識には「少量危険物貯蔵取扱所」と表示し、掲示板には危険物の類、品名、最大数量及び危省令第18条第1項第4号及び第5号の例により、防火に関し必要な事項を掲示すること。「最大数量」とは、常時貯蔵し、又は取り扱う数量の最大値をいう。

(2) 移動タンク

- ① 標識の大きさは0.3メートル平方以上、地は黒色の板、文字は黄色の反射塗料やその他反射性を有する材料で「危」と表示すること。
- ② 標識は、車両の前後から確認できる見やすい位置に設けること。
- ③ 掲示板には、危険物の類、品名、最大数量を記載し、大きさ、地の色及び文字の色は、条例規則別表第4 (第14条関係) に適合させること。「最大数量」については、前1、(1)、③に同じ。

2 危険物の漏れ、あふれ又は飛散防止 (第2号)

- (1) 「危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造」とは、通常の使用条件に対し、十分余裕を持った容量、強度、性能等を有する構造をいう。
- (2) 「付帯設備」には、オーバーフロー管、戻り管、受け皿、囲い、逆止弁、飛散防止用の覆い等がある。

3 温度測定装置 (第3号)

「温度測定装置」は、貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類、性状、貯蔵取扱形態、設備の種類及び測定する温度範囲等を考慮して安全、かつ、正確に温度変化把握できるものであること。

4 危険物を加熱、又は乾燥する設備（第4号）

- (1) 「直火」としては、可燃性の固体、液体又は可燃性気体を燃料とする火気や露出したニクロム線を用いた電熱器等が該当する。直火を用いない方法には、水蒸気、温湯、熱風等がある。
- (2) 「火災を防止するための附帯設備」には、次の例がある。
 - ① 危険物の温度を当該危険物の引火点以下に自動的に制御できる装置又は機構
 - ② 引火又はいつ流着火を防止できる装置又は機構
 - ③ 局部的に危険温度に加熱されることを防止する装置又は機構

5 圧力計及び安全装置（第5号）

- (1) 「圧力計」は、常時、圧力が視認でき、最大常用圧力の1.2倍以上の圧力を適切に指示できるものであること。
- (2) 「安全装置」は、自動的に圧力の上昇を防止する装置や減圧弁等とし、可燃性蒸気が噴出するおそれのある圧力放出口の設置場所は、通風や周囲の火気等を考慮して安全な場所とすること。

6 引火性の熱媒体を使用する設備（第6号）

- (1) 「熱媒体」とは、熱を伝える媒体のことで水蒸気や空気が使用されることが多いが、高引火点危険物が使用されることもある。例えば暖房用のスチームの代わりに加熱した液体を循環させる場合がある。この場合において、熱媒体となる液体が引火性のものであれば当該規定の適用を受けることとなる。
- (2) 「熱媒体又はその蒸気を火災予防上安全な場所に導く構造」とは、熱媒体又はその蒸気がそのまま噴出しないように当該安全装置から配管等で冷却装置や予備タンクに導くような構造をいう。

7 電気設備（第7号）

「電気工作物に係る法令の規定」とは、電気事業法に基づく「電気設備に関する技術基準を定める省令」をいう。

危険物の貯蔵及び取扱いに伴い、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が漏れ、滞留するおそれのある場所に設ける電気設備については、これが火源とならないようにしなければならない。具体的には、防爆性能を有する機器を用いること等である。

「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が漏れ、滞留するおそれのある場所」については、第3、7、(1)を参照すること。

8 静電気を有効に除去する装置（第8号）

「静電気を有効に除去する装置」とは、静電気が発生しやすい第4類の危険物のうち、特殊引火物、第1石油類及び第2石油類を取り扱う設備を接地（アース）することにより、静電気を除去し、火花放電による可燃性蒸気等への引火を防止するのが一般的である。これ以外の方法として、空気をイオン化する方法や湿度を増加させる方法等があるが、これらについては、危険物を取り扱う機械器具等の設備の実態に応じた適切な措置を講ずる必要がある。

9 危険物を取り扱う配管（第9号）

(1) 配管の材質

① 金属製配管

金属製配管用いる場合は、J I S規格等により確認すること。

② 合成樹脂配管

合成樹脂配管用いる場合は、危険物保安技術協会の性能評価を受けた合成樹脂配管を使用する場合は、性能評価確認書を確認すること。

③ 強化プラスチック製配管

強化プラスチック製配管用いる場合は、「危険物を取り扱う配管等として用いる強化プラスチック製配管に係る運用基準について」（平成10年消防危第23号）に適合すること。

(2) 外面の腐食を防止するための措置

① 配管を地上に設置する場合

地盤面に接しないようにするとともに、外面の腐食を防止するためにさび止め塗料を塗布することであるが、銅管、ステンレス鋼管、亜鉛メッキ鋼管等のさびにくい材質で造られたものにあっては必ずしも塗装の必要はない。

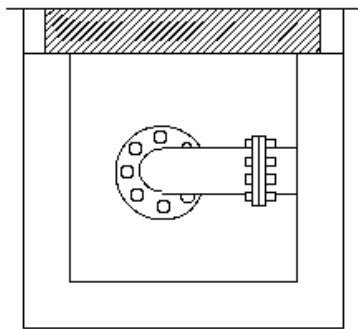
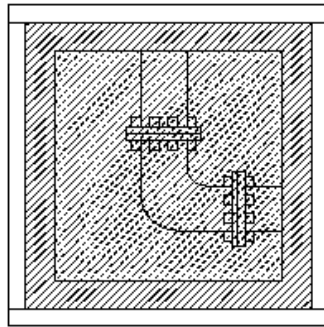
② 配管を地下に設置する場合

電氣的腐食のおそれのある場所にあっては、塗覆装又はコーティング及び電気防食、それ以外の場所にあっては、塗覆装又はコーティングによる防食措置が該当する。

なお、合成樹脂配管、強化プラスチック製配管等の腐食のおそれのないものは、塗覆装又はコーティングの必要はない。

③ 接合部分からの危険物の漏えいを点検することができる措置

当該部分をふたを有するコンクリートの箱（点検ボックス）に収納する等の措置をいう。（第4-1図参照）



第4-1図 点検ボックスの例

第5 少量危険物を屋外で貯蔵し、又は取り扱う場合の基準（条例第31条の3）

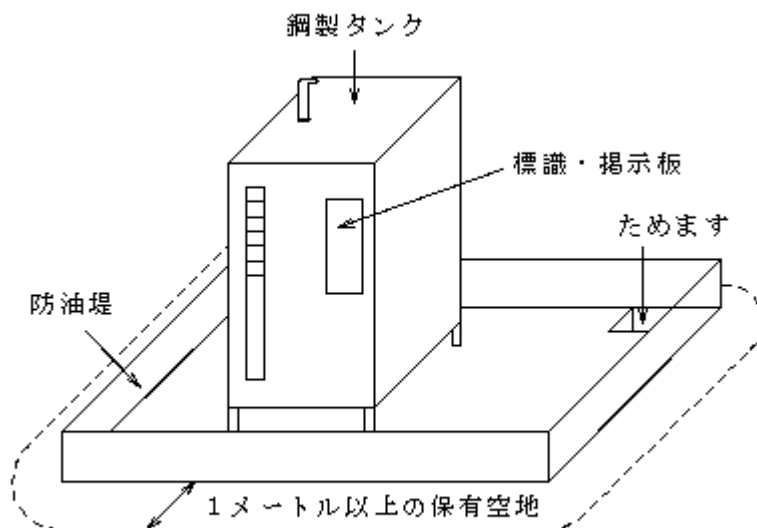
1 容器を架台で貯蔵する場合の高さ（第1項）

高さの算定は、地盤面から最上段に積まれた容器の上端までとする。

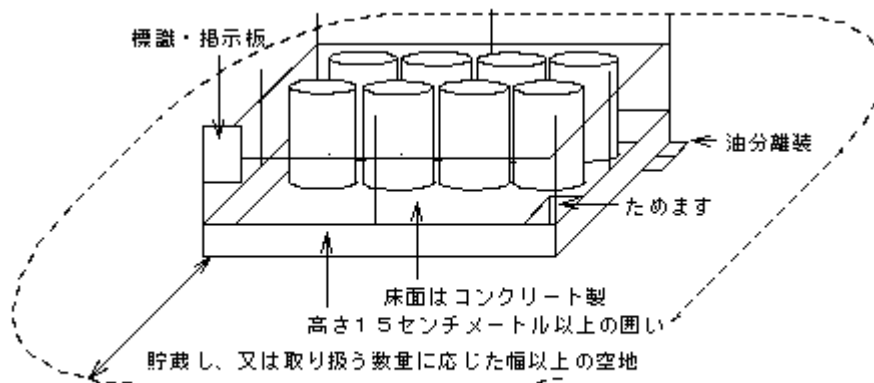
2 屋外で貯蔵し、又は取り扱う場合の例（第2項）

(1) 空地（第1号）

- ① 「空地」とは、少量危険物貯蔵取扱所が火災になった場合、他への延焼を防止し、かつ、消防活動に使用するための空地であり、少量危険物貯蔵取扱所の一部に含まれ規制されるものである。（第5-1図、第5-2図参照）



第5-1図 タンク又は金属製容器で貯蔵し、又は取り扱う場合



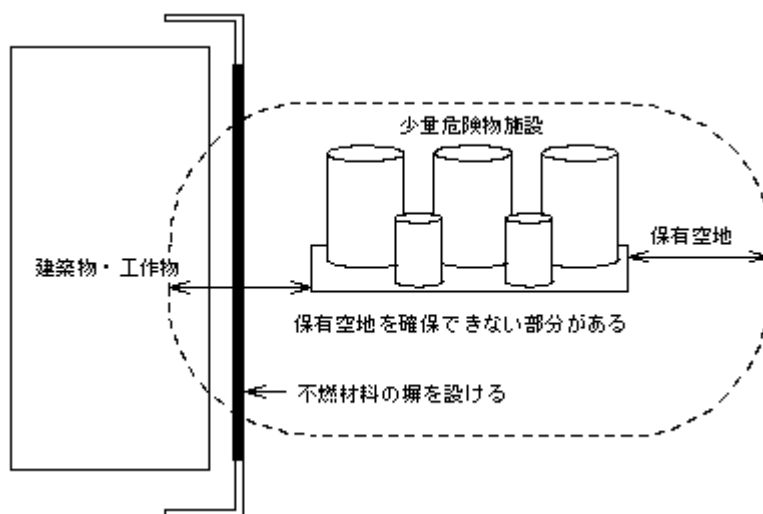
第5-2図 その他の場合

② 「空地进行保有」とは、少量危険物貯蔵取扱所の関係者があるその所有権、地上権、借地権等を有していることをいう。

(2) 防火上有効な塀（第1号）

「防火上有効な塀」とは、高さ1.5メートル以上の不燃材料で造るものとし、少量危険物貯蔵取扱所の高さが1.5メートルを超える場合は、当該施設の高さ以上とする。

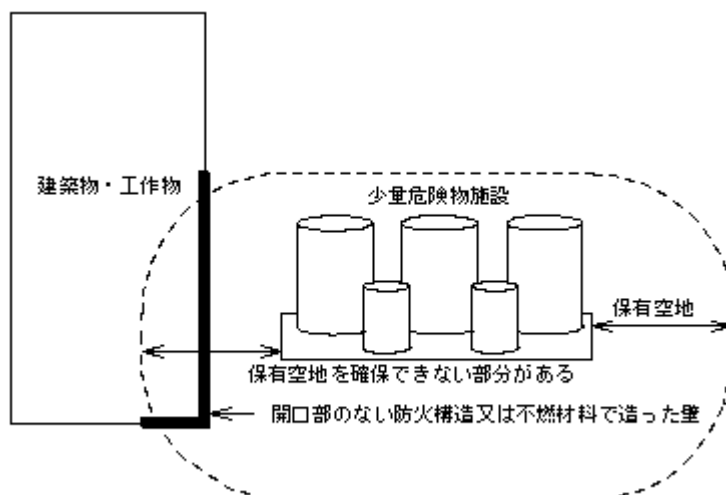
塀を設ける範囲は、空地进行を保有できない部分を遮へいする範囲以上とし、かつ、地震等の災害において容易に破損、転倒しない構造とすること。（第5-3図参照）



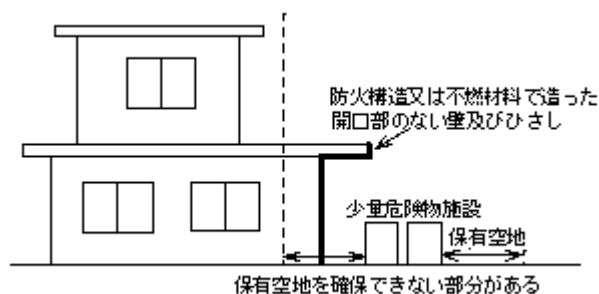
第5-3図 塀を設ける場合の遮へい範囲の例

(3) 開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁（第1号）

「開口部のない耐火構造のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁」とは、塀の高さは地盤面から少量危険物貯蔵取扱所が直面する階までの高さとし、幅は空地进行を保有できない部分を遮へいする範囲以上とすること。開口部のない準耐火構造の壁も同様の扱いとする。（第5-4図、第5-5図参照）



第5-4図 開口部のない防火構造等の壁の例



第5-5図 壁の高さの例

(4) 液状の危険物を取り扱う設備 (第2号)

- ① 危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置

「同等以上の効果があると認められる措置」には、次の方法がある。

ア 危険物を取り扱う設備の周囲の地盤面に排水溝を設ける方法

イ 設備の架台に有効なせき又は囲いを設ける方法

ウ パッケージの形態で危険物の流出防止に効果があると認められるもの

- ② 「危険物が浸透しない構造」には、コンクリート、金属板等で造られたものがある。

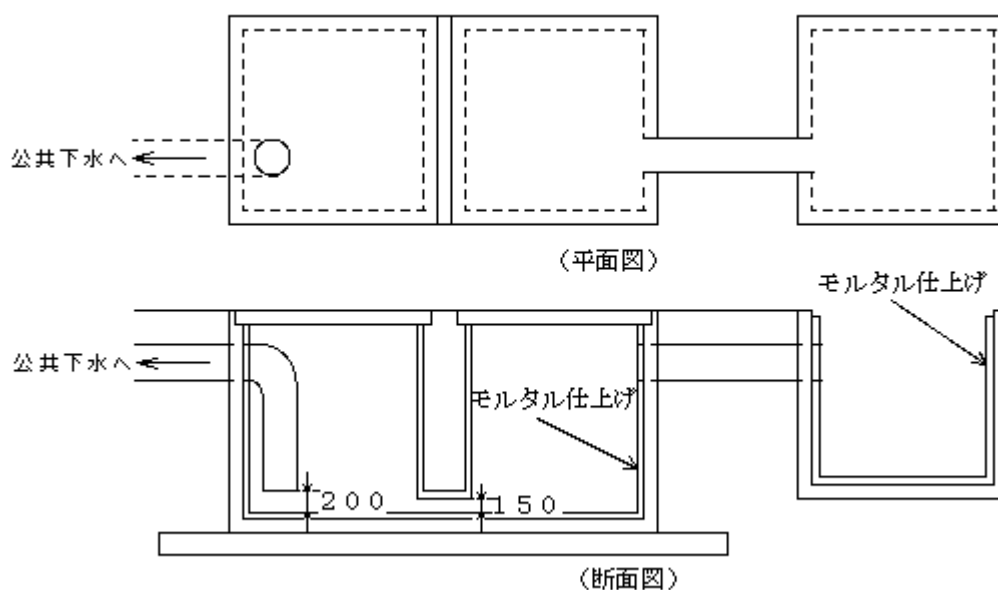
その範囲は、しきい又はせきにより囲まれた部分とする。

- ③ 「適当な傾斜」は、円滑にためますに流入する勾配とし、「ためます」の大きさは、貯蔵し、又は取り扱う危険物の量に応じたものとする。ためますの大きさについては、縦、横及び深さがそれぞれ30センチメートル以上となるように指導する。◆

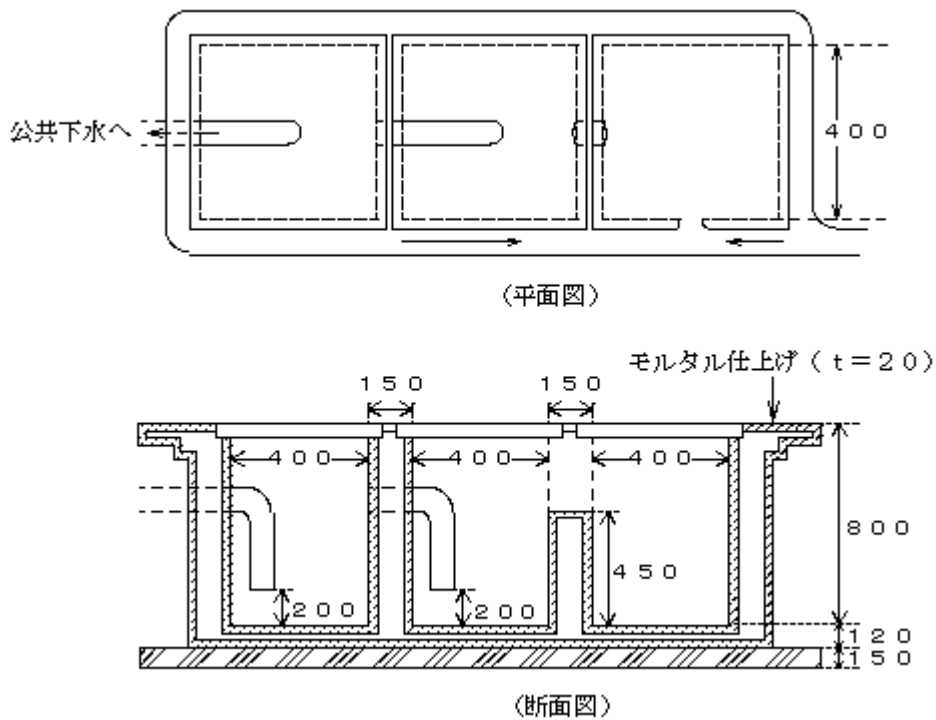
- ④ ためますから下水等へ排出する場合には、次に掲げる装置を設けること。

ア 第4類の危険物 二連式以上の油分離装置 (第5-6図、第5-7図参照)

イ 第6類の危険物 中和装置



第5-6図 ためますと油分離装置が別々の場合



第5-7図 ためますを含めた油分離装置の場合

(5) 架台の構造 (第3号)

- ① 「堅固に造る」とは、架台及び附属設備の自重、貯蔵する危険物の重量、地震の影響等の荷重によって生じる応力に対して安全なものであることをいう。
- ② 架台は、地震等により容易に転倒しないように堅固な基礎に固定すること。
- ③ 架台には、危険物を収納した容器が容易に転倒、落下及び破損しない措置を講じること。

第6 少量危険物を屋内で貯蔵し、又は取り扱う場合の基準（条例第31条の3の2）

1 建築物の壁、柱、床及び天井（第1号）

少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物（室）の「壁、柱、床及び天井」（天井のない場合は、はり又は屋根）は、不燃材料で造られているか、又は覆われていること。壁等が木造の場合は、不燃材料で被覆（室の内部だけでよい）する必要がある。屋内の少量危険物施設の例については、第6-1図を参照すること。

2 窓及び出入口（第2号）

「窓及び出入口」にガラスを用いる場合は、網入りガラスとすること。

3 床の構造（第3号）

「床」の構造については、第5、2、(4)、②を参照すること。

4 架台の構造（第4号）

「架台」については、第5、2、(5)を参照すること。

なお、屋内において架台を用いて危険物を貯蔵する場合は、高さの制限はない。

5 採光、照明及び換気設備（第5号）

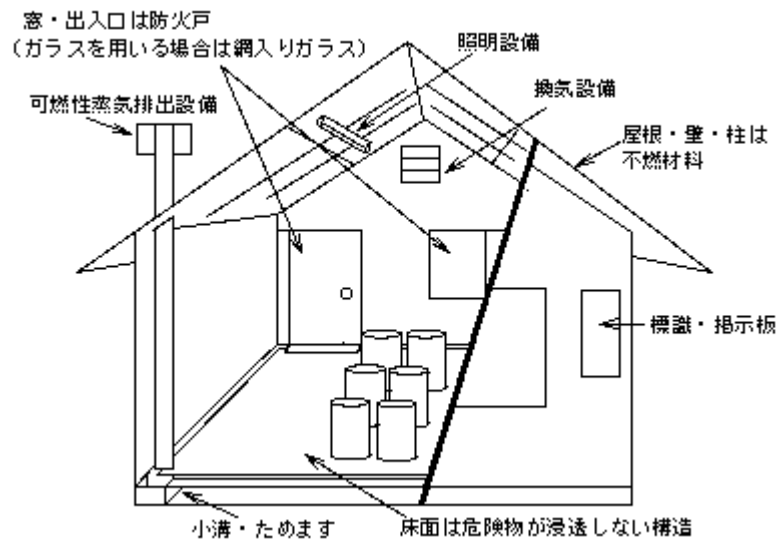
十分な照度が確保されている場合は、「採光、照明」のいずれでもよい。ただし、夜間の取扱作業が行われる場合は、照明設備を必要とする。

「換気設備」については、第3、3、(3)を参照すること。

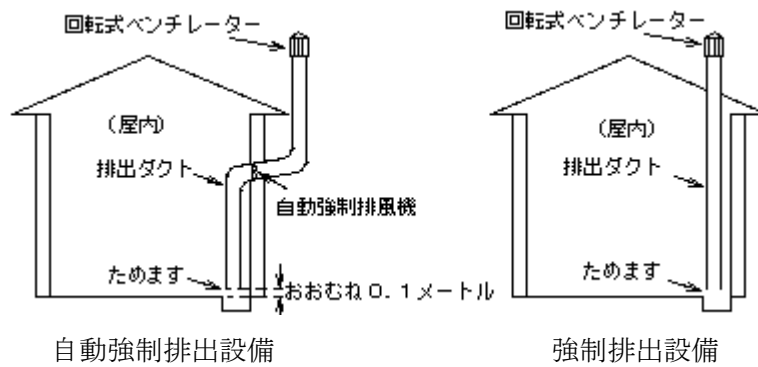
6 排出設備（第6号）

換気設備については、少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の換気についての一般的な規定であるのに対し、「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合」は、これらの蒸気又は微粉を屋外の高所に強制的に排出する設備を設けなければならない。この場合、蒸気等を排出する場所については、火気使用設備の有無等を考慮する必要がある。また、建基法により耐火構造等を要求される建築物の壁にある換気口には、温度ヒューズ付きの防火ダンパーを設けること。（第6-2図、第6-3図参照）

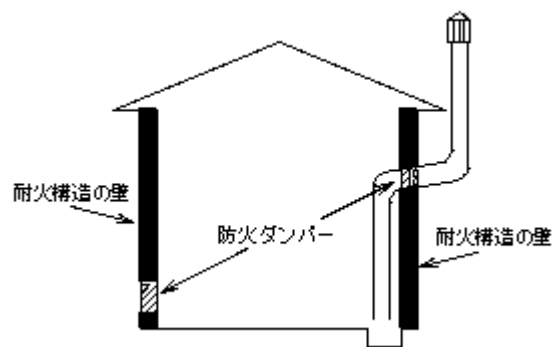
「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合」については、第3、7、(1)を参照すること。この場合、「場所」とあるのは、「場合」と読み替えるものとする。



第6-1図 屋内の少量危険物施設の例



第6-2図 強制排出設備の例



第6-3図 防火ダンパーの例

第7 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク（地下タンク及び移動タンクを除く。）の基準（条例第31条の4）

1 タンクに危険物を収納する容量（第1項）

少量危険物をタンク（地下タンク及び移動タンクを除く。）に収納する場合、タンクには、液体危険物の体膨張、地震等に起因する動揺による漏えい等を考慮して空間容積（タンク実容積の10パーセント）をとる必要があるため、タンクの容量（タンク実容積の90パーセント）を超えて危険物を収納してはならない。ただし、危険物施設用に製造されたタンク等5～10パーセントの空間容積でタンク検査を受けたタンクを少量危険物用タンクとして使用する場合は、次のとおり取り扱うこととする。

(1) タンク検査について

- ① タンクの板厚が3.2ミリメートル以上の場合
危政令の基準と同様に空間容積5～10パーセントで算定する。
- ② タンクの板厚が3.2ミリメートル未満の場合
空間容積10パーセントで算定する。

(2) 届出の取扱いについて

- ① 危政令に基づくタンク検査済証を交付されているタンクについては、空間容積5～10パーセントを届出数量とする。
- ② 条例に基づくタンク検査済証を交付されているタンクについては、次による。
 - ア タンクの板厚が3.2ミリメートル以上の場合
空間容積5～10パーセントを届出数量とする。
 - イ タンクの板厚が3.2ミリメートル未満の場合
空間容積10パーセントを届出数量とする。

2 タンクの構造（第2項第1号）

タンクの材質及び板厚等は、次によること。

- ① 指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板（一般構造用圧延鋼材SS400）又はこれと同等以上の機械的性質を有するもので気密に造ることとされているが、少量危険物のタンクについては、鋼板で造る場合は、タンク容量に応じて定められた板厚以上とし、鋼板以外の材料で造る場合は、この最小板厚と同等以上の機械的性質を有する金属材料（ステンレス鋼又はアルミニウム等）で気密に造らなければならない。
- ② 「同等以上の機械的性質を有する金属材料」の板厚は、次式により算出した数値以上であること。

$$t = \sqrt{\frac{400}{\sigma}} \times t_0$$

t : 使用する金属板の厚さ [mm]
 σ : 使用する金属板の引張り強さ [N/m²]
 t_0 : SS400を使用する場合の板厚 [mm]

③ 「圧力タンク」とは、本条においては、最大常用圧力が正圧又は負圧で5キロパスカルを超えるものをいう。

④ 本条のタンクは、危険物施設の完成検査前検査とは異なり、少量危険物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者による自主検査で支障ないが、条例第59条ではその者の申出によりこれらの検査を行うことができることを規定している。

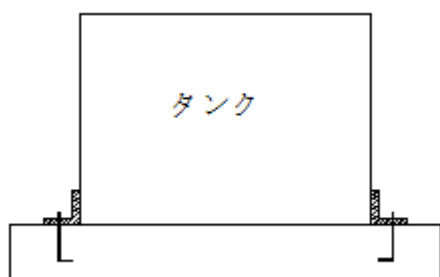
3 地震等の措置（第2項第2号）

地震等の影響で転倒又は落下しないようにするため、支柱の強度、タンクと支柱の接合方法又はタンクと堅固な基礎との固定等について考慮しなければならない。

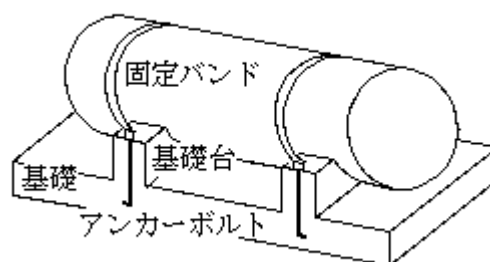
タンクを堅固な基礎又は架台上に固定する方法は、次のような例がある。

① タンク側板に固定用板を溶接し、その固定用板をアンカーボルト等で基礎又は架台上に固定する方法（第7-1図参照）

② タンクが直接基礎に固定されることなく、さび止め塗装された締付バンド及びアンカーボルト等により間接的に固定する方法（第7-2図参照）



第7-1図 基礎上に固定する例



第7-2図 タンクを直接基礎に固定しない例

4 さび止めのための措置（第2項第3号）

「さび止めのための措置」とは、さび止め塗料を用いた塗装やコーティング等の方法がある。

5 安全装置、通気管等（第2項第4号）

(1) 「安全装置」については、第4、5、(2)を参照すること。

(2) 「通気管」や「通気口」は、雨水の進入を防止するため、先端を水平より下に45度以上曲げる等の措置が必要である。

「通気管」の技術上の基準は、次のとおりとする。

- ① 先端は、屋外にあって地上2メートル以上の高さとし、かつ、建築物の窓、出入口等の開口部又は、火気使用設備等の給排気口から1メートル以上離すこと。
- ② 可燃性蒸気の滞留するおそれがある屈曲をさせないこと。
- ③ 配管と同等の材料で造ること。

6 引火を防止するための措置（第2項第5号）

「引火を防止するための措置」は、通気管の先端に40メッシュ（1インチあたり40本）よりも細かい目の銅又はステンレス網を設けるか、30メッシュの網を3層以上となるように設ける等の引火防止性能を有する方法による。

なお、引火防止装置の設置部は、維持管理上取り外しが容易にできる構造とすること。

7 危険物の量を自動的に表示する装置（第2項第6号）

「危険物の量を自動的に表示する装置」には、フロート式液面計、エアパージ式液面計、電気式計量装置等がある。

ガラス管等を用いるもの（連通管式等）は、原則として使用することができないが、硬質ガラス管を使用し、これを金属管で保護し、かつ、ガラス管が破損した場合に自動的に危険物の流出を停止できる装置（ボール入自動停止弁等）を設けた場合は、計量装置として使用することができる。

8 注入口（第2項第7号）

「注入口」の設置場所は、危険物の性質及び周囲の状況（火気使用設備の有無、可燃性蒸気の滞留のおそれ）等を勘察し、火災予防上安全な場所でなければならない。また、注入口には可燃性蒸気の漏えい、異物の混入等を防止するため、弁又はふたを設けなければならない。

「注入口」の設置に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

- ① 注入口は原則として屋外に設置し、やむを得ず屋内に設置する場合は、火気使用場所と防火上有効に遮へいされた位置とすること。
- ② 注入口は、建築物、工作物等から3メートル以上離すこと。
- ③ 注入口から3メートル以内にある建築物、工作物等は、注入口に面する側を不燃材料で覆うこと。
- ④ タンクローリーで注入する場合は、関係者の敷地内に駐車して荷卸しできる位置に注入口を設けること。ただし、敷地全面を少量危険物貯蔵取扱所として使用する建築物にあっては、この限りでない。

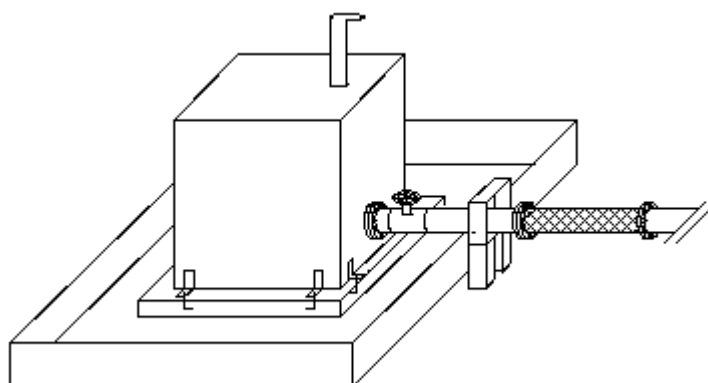
9 開閉弁（第2項第8号）

危険物の漏えい等の事故が発生した場合、配管による危険物の移送を停止するための開閉弁をタンク直近に設けること。

10 地震等によるタンクと配管との結合部に損傷を与えない措置（第2項第9号）

「地震等によるタンクと配管との結合部に損傷を与えない措置」は、次によること。

- ① 配管結合部の直近に可とう管継手を設ける。この場合において、当該継手は、耐熱性を有し、かつ、地震等により容易に離脱しないものであること。（第7-3図参照）



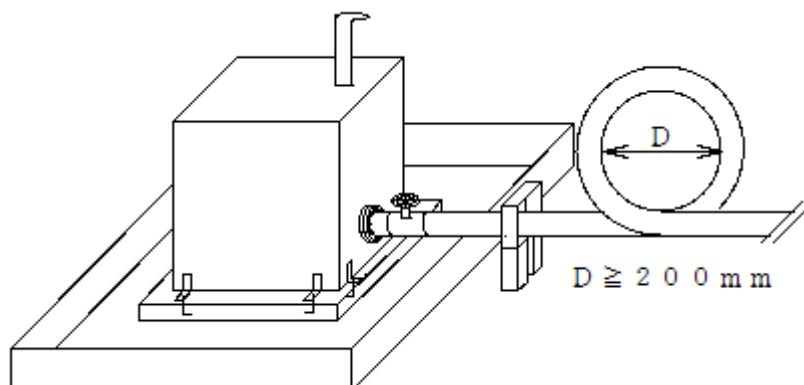
第7-3図 フレキシブルメタルホースの例

- ② 可とう管継手のうちベローズ型伸縮継手を用いる場合は、第7-1表の左欄に掲げる管の呼び径に応じ、同表右欄に掲げる長さを有するものとする。

第7-1表

| 管の呼び径 (A) | 長さ (mm) |
|-----------|---------|
| 25未満 | 300 |
| 25以上50未満 | 500 |
| 50以上 | 700 |

- ③ 可とう管継手を設けることができない場合は、当該配管のタンク直近部分を内径200ミリメートル以上ループ状にする等の措置を講ずること。（第7-4図参照）



第7-4図 配管を屈曲させる例

11 危険物が漏れた場合の流出を防止するための措置（第2項第10号）

- (1) 「液体の危険物」には、第4類以外の液体の危険物も含まれる。
- (2) 「流出を防止するための有効な措置」とは、屋外にタンクを設置する場合はコンクリート又は鋼板等不燃材料とし、かつ、危険物が流出しない構造とした防油堤を設け、屋内にタンクを設置する場合はタンク室の敷居を高くする方法、又はタンクの周囲に囲いを設ける等の方法がある。当該措置は、次のことに留意すること。
 - ① 防油堤等の容量は、タンク（複数のタンクがある場合は、最大容量のタンク）の容量の全量を収容できるものであること。
 - ② 防油堤等の内側の地盤面は、危険物の浸透を防ぐため、コンクリート等の不燃材料で被覆されていること。
 - ③ 防油堤等に水抜口を設ける場合は、弁を設けること。
 - ④ 条例第31条の3第2項第1号に規定する塀又は壁で危険物の流出を有効に防止できるものは、当該塀又は壁をもって流出を防止するための有効な措置に代えることができること。

12 底板の外面の腐食を防止するための措置（第2項第11号）

「底板の外面の腐食を防止するための措置」として、アスファルトサンドの敷設や底板外面へのコールタールエナメル塗装等の方法がある。単なるさび止め塗装は、底板の外面の腐食を防止するための措置に該当しない。

第8 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの基準（条例第31条の5）

1 地下タンクに危険物を収納する容量（第1項）

少量危険物を地下タンクに収納する場合、タンクには、液体危険物の体膨張、地震等に起因する動揺による漏えい等を考慮して空間容積（タンク実容積の10パーセント）をとる必要があるため、タンクの容量（タンク実容積の90パーセント）を超えて危険物を収納してはならない。

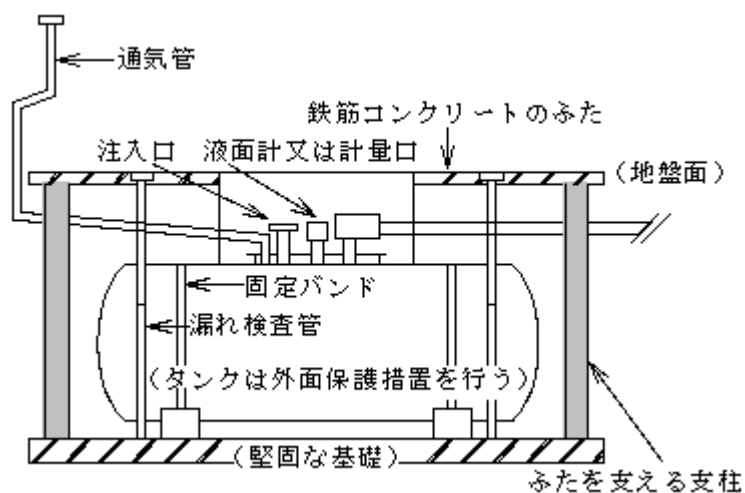
2 タンクの埋設方法（第2項第1号）

- ① タンク室に設置する場合は、危険物の蒸気の滞留を防止するため、乾燥砂等をタンク室に充填する必要がある。
- ② ただし書きの例としては、エポキシ樹脂、ウレタンエラストマー樹脂等により防食処置を施したタンク又はガラス繊維強化プラスチック（FRP）で造られたタンク等がある。また、FRPタンクのように腐食し難い材質で造られたものは、外面保護も要しない。

なお、強化プラスチック製二重殻タンクの設置方法等については、「強化プラスチック製二重殻タンクに係る規定の運用について」（平成7年消防危第28号）に適合させること。

3 ふたの構造（第2項第2号）

ふたは、鉄筋コンクリート造の支柱又は鉄筋コンクリート管を使用した支柱等により支える構造とする。（第8-1図参照）



第8-1図 ふたを支柱により支える例

4 タンクの固定（第2項第3号）

地下タンクを基礎に固定する方法は、タンクを直接基礎に固定するものではなく、締め付けバンド及びアンカーボルト等により固定するものとする。この場合、締め付けバンド及びアンカーボルト等にもさび止め塗装を行うこと。（第7-2図参照）

5 タンクの材質、板厚等（第2項第4号）

地下タンクの材質及び板厚等は、次によること。

- ① 地下タンクの場合は、少量危険物のものであっても指定数量以上の地下貯蔵タンクと同様に3.2ミリメートル以上の鋼板（SS400）又はこれと同等以上の強度を有する金属板若しくはFRPで造ること。
- ② 「これと同等以上の強度を有する金属板」は、次式により算出した数値以上の板厚であること。

$$t = \sqrt{\frac{400}{\sigma}} \times 3.2$$

t : 使用する金属板の厚さ [mm]
 σ : 使用する金属板の引張り強さ [N/mm²]

- ③ 「圧力タンク」とは、本条及び次条で最大常用圧力が正圧又は負圧で46.7キロパスカル以上のものをいう。

6 危険物の量を自動的に表示する装置等（第2項第5号）

- (1) 「危険物の量を自動的に表示する装置」については、第7、7を参照すること。
- (2) 「損傷を防止するための措置」とは、計量棒が当たる部分にタンク本体と同じ材質、板厚のあて板を溶接する措置をいう。

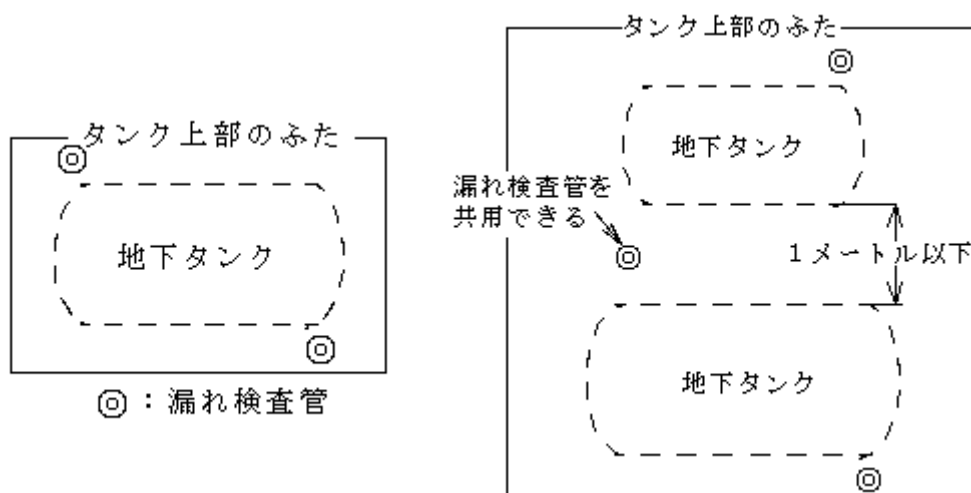
7 配管の取り付け位置（第2項第6号）

地下タンクの配管は、危険物の漏えいの可能性を極力小さくするために、当該タンク本体の頂部に取り付けること。

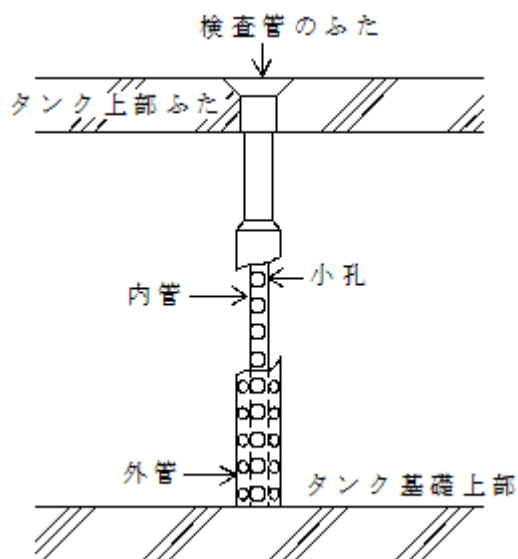
8 危険物の漏れを検知する設備（第2項第7号）

漏れ検査管は、地下タンク又は地下タンクに接続する配管からの危険物の漏えいの有無を調べるために、地下水位の位置等を考慮して、適切な位置に2箇所以上設けることとし、その材質、構造等は、次によること。（第8-2図、第8-3図参照）

- ① 材質は、金属又は硬質塩化ビニルとすること。
- ② 深さは、地盤面からタンク基礎までとすること。
- ③ 構造は、小孔を有する二重管とすること。ただし、タンクの水平中心線から上部は、小孔のない単管とすることができる。
- ④ 上端部は、水が浸透しないようにふたを設け、かつ、ふたは点検等の際、容易に開放できるものとする。
- ⑤ 2以上の地下タンクを1メートル以下の距離に隣接して設ける場合は、漏れ検査管を共有することができる。



第8-2図 漏れ検査管の設置例



第8-3図 漏れ検査管の配置例

第9 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの基準（条例第31条の6）

1 タンクに危険物を収納する容量（第1項）

移動タンク（車両に固定されたタンクで少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うもので、いわゆるミニローリーと呼ばれるもの。）のタンクに危険物を収納する容量については、第7、1のタンクの板厚が3.2ミリメートル以上の場合を参照すること。

2 注入ホース、注入ノズル（第1項第1号）

(1) 「注入ホース」については、次によること。

- ① 材質は、取り扱う危険物によって侵されるおそれのないものであること。
- ② 長さは、必要以上に長いものでないこと。
- ③ 結合金具は、ねじ式結合金具、突合せ固定式結合金具等の危険物の取扱い中に危険物が漏れるおそれのない構造であること。
- ④ 危険物取扱い中の圧力等に十分耐える強度を有すること。

(2) 「注入ノズル」を設ける場合は、危険物の取扱いに際し、手動開閉装置の作動が確実であり（手動開閉装置を開放の状態に固定するものは、認められない。）、かつ、危険物が漏れるおそれのない構造であること。

3 安全な注油に支障がない注油速度（第1項第2号）

「安全な注油に支障がない注油速度」については、毎分60リットル以下の速度とする。

4 静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物の接地（第1項第3号）

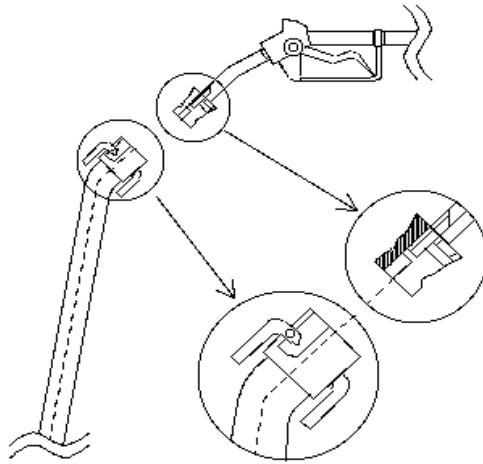
(1) 「静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物」とは、第4類の危険物のうち、特殊引火物、第1石油類及び第2石油類をいう。

(2) 接地導線を用いる場合は、次によること。

- ① 接地導線は、良導体の導線を用いビニール等の絶縁材料で被覆したもの、又はこれと同等以上の導電性、絶縁性及び損傷に対する強度を有すること。
- ② 接地導線等と緊結することができるクリップ等が取り付けられていること。

5 静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物の注入（第1項第4号）

第4類の危険物のうち、特殊引火物、第1石油類及び第2石油類を移動タンク上部から注入する場合は、静電気による事故を防止するため、注入管を用いること。（第9-1図参照）



第9-1図 注入管の例

6 火災予防上安全な場所（第2項第1号）

「火災予防上安全な場所」とは、移動タンクの関係者が必要な措置を講じることができ、火気使用場所から十分離れた位置（場所）で、危険物が流出しても容易に火気にふれない位置、又は火気のある場所と区画した場所をいう。

7 タンクの材質、板厚等（第2項第2号）

「同等以上の機械的性質を有する材質」とは、次式により算出した数値以上の厚さを有する金属板をいう。ただし、最小板厚は2.8ミリメートル以上とすること。（第9-1表参照）

「圧力タンク」については、第8、5、③を参照すること。

$$t = \sqrt[3]{\frac{400 \times 21}{\sigma \times A}} \times 3.2$$

t : 使用する金属板の厚さ [mm]
 σ : 使用する金属板の引張り強さ [N/mm²]
 A : 使用する金属板の伸び [%]

第9-1表 タンクの材質と必要な最小板厚

| 材質名 | J I S 記号 | 引張り強さ [N/mm ²] | 伸び [%] | 計算値 [mm] | 板厚最小値 [mm] |
|-----------|------------|-------------------------------|-----------|-------------|---------------|
| ステンレス鋼板 | SUS304 | 520 | 40 | 2.37 | 2.8 |
| | SUS304L | 480 | 40 | 2.43 | 2.8 |
| | SUS316 | 520 | 40 | 2.37 | 2.8 |
| | SUS316L | 480 | 40 | 2.43 | 2.8 |
| アルミニウム合金板 | A5052P-H34 | 235 | 7 | 5.51 | 5.6 |
| | A5083P-H32 | 305 | 12 | 4.23 | 4.3 |

| | | | | | |
|-----------|-----------------------|-------|-----|---------|-------|
| | A 5 0 8 3 P - O | 2 7 5 | 1 6 | 3 . 9 7 | 4 . 0 |
| | A 5 0 8 3 P - H 1 1 2 | 2 8 5 | 1 1 | 4 . 4 5 | 4 . 5 |
| | A 5 0 5 2 P - O | 1 7 5 | 2 0 | 4 . 2 9 | 4 . 3 |
| アルミニウム板 | A 1 0 8 0 P - H 2 4 | 8 5 | 6 | 8 . 1 4 | 8 . 2 |
| 溶接構造用圧延鋼材 | S M 4 9 0 A | 4 9 0 | 2 2 | 2 . 9 5 | 3 . 0 |
| | S M 4 9 0 B | 4 9 0 | 2 2 | 2 . 9 5 | 3 . 0 |
| 高耐候性圧延鋼材 | S P A - H | 4 8 0 | 2 2 | 2 . 9 7 | 3 . 0 |

(「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について」
(昭和48年消防予第45号)より抜粋)

8 タンクと車両の固定方法 (第2項第3号)

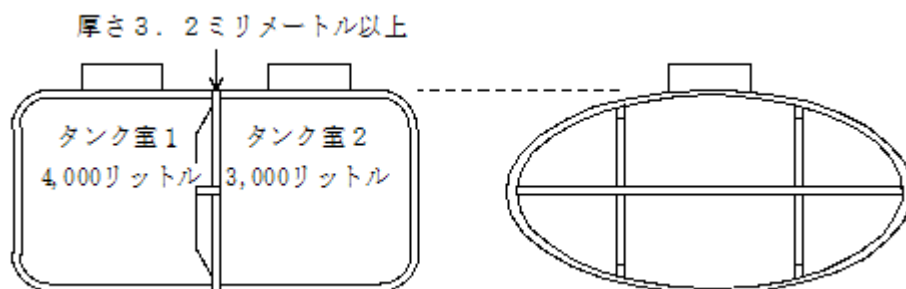
- ① タンクと車両の固定方法については、Uボルトのほかに緊結金具を用いる方法又は溶接による方法があるが、ロープ等で固定する方法は、認められない。
- ② 「これに相当する部分」とは、シャーシフレームのない車両については、メインフレーム又はこれと一体となっているクロスメンバー等をいう。

9 安全装置 (第2項第4号)

「安全装置」については、直射日光や気温の上昇によるタンク内圧の上昇防止、危険物払い出し時の大気圧との平衡保持のため、移動タンクの常用圧力に応じたものを選定し、タンク頂部に設けること。

10 タンクの間仕切り (第2項第5号)

移動タンクの事故による被害を最小限にとどめるため、4,000リットル以下ごとに間仕切りを設けること。「これと同等以上の機械的性質を有する材料」については、前7の例による。(第9-2図参照)



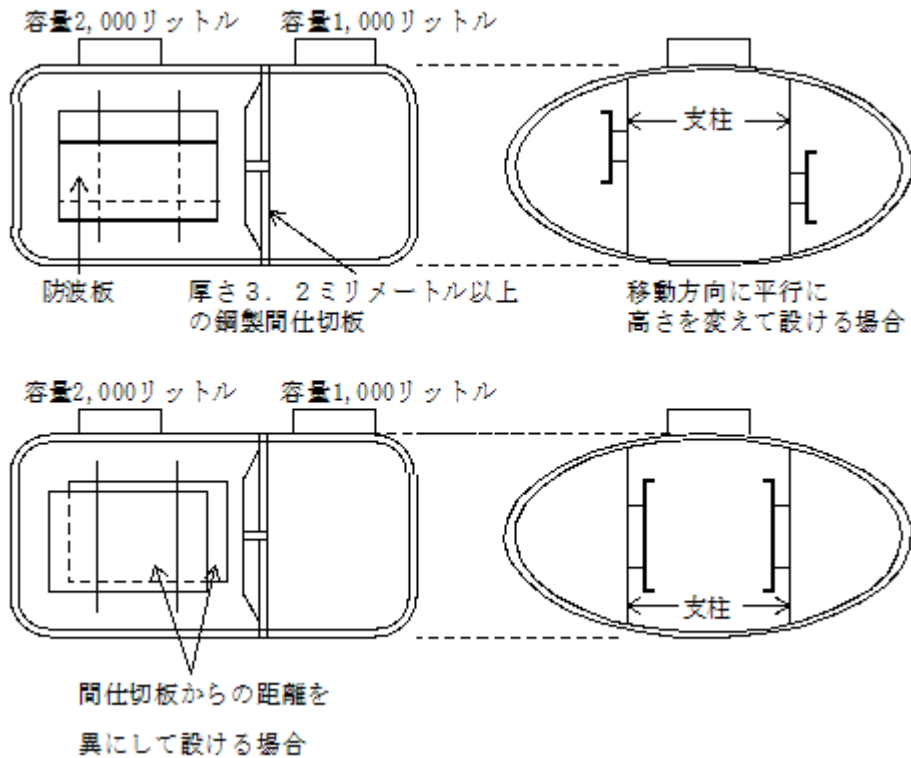
第9-2図 間仕切板の設置例

11 防波板（第2項第6号）

「これと同等以上の機械的性質を有する材料」とは、次式により算出した数値以上の厚さを有する金属板とし、「防波板」は、危省令第24条の2の9の規定の例により設置すること。（第9-3図参照）

$$t = \sqrt{\frac{270}{\sigma}} \times 1.6$$

t : 使用する金属板の厚さ [mm]
 σ : 使用する金属板の引張り強さ [N/mm²]



第9-3図 防波板の設置例

12 マンホール及び注入口のふた（第2項第7号）

「同等以上の機械的性質を有する材質」については、前7の例による。

13 防護柵（第2項第8号）

- ① 防護柵の高さは、マンホール、注入口、安全装置等の附属設備の高さ以上とすること。
- ② 防護柵は、厚さ2.3ミリメートル以上の鋼板又は次式により算出した数値以上の厚さを有する金属板で造ること。（第9-2表参照）

$$t = \sqrt{\frac{270}{\sigma}} \times 2.3$$

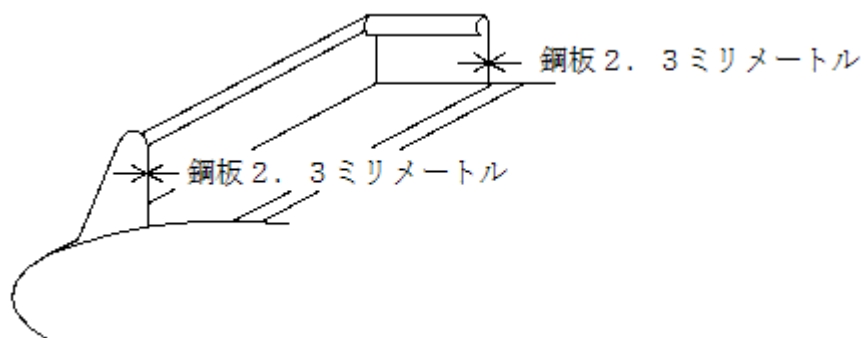
t : 使用する金属板の厚さ [mm]
 σ : 使用する金属板の引張り強さ [N/mm²]

第9-2表 防護柵の材質と必要な最小板厚

| 材質名 | J I S 記号 | 引張り強さ [N/mm ²] | 計算値 [mm] | 板厚最小値 [mm] |
|-----------|---------------------|-------------------------------|-------------|---------------|
| 冷間圧延鋼板 | S P C C | 270 | 2.30 | 2.3 |
| ステンレス鋼板 | S U S 3 0 4 | 520 | 1.66 | 1.7 |
| | S U S 3 1 6 | 520 | 1.66 | 1.7 |
| | S U S 3 0 4 L | 480 | 1.73 | 1.8 |
| | S U S 3 1 6 L | 480 | 1.73 | 1.8 |
| アルミニウム合金板 | A 5 0 5 2 P - H 3 4 | 235 | 2.47 | 2.5 |
| | A 5 0 8 3 P - H 3 2 | 315 | 2.13 | 2.2 |
| | A 5 0 8 3 P - O | 275 | 2.28 | 2.3 |
| | A 6 0 6 3 S - T 6 | 206 | 2.64 | 2.7 |
| アルミニウム板 | A 1 0 8 0 P - H 2 4 | 85 | 4.10 | 4.1 |

(「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について」
(昭和48年消防予第45号)より抜粋)

- ③ 防護柵は、山形又はこれと同等以上の強度を有する形状であること。(第9-4図参照)



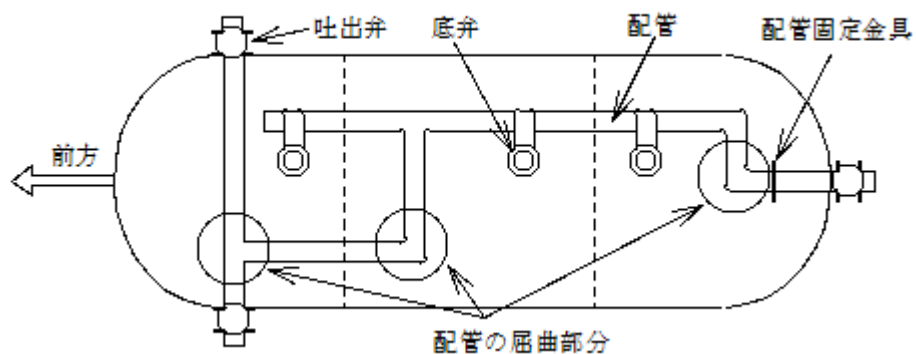
第9-4図 防護柵の例 (山形部分接ぎ合せ造り)

14 緊急停止弁 (第2項第9号)

- (1) 「非常の場合に直ちに閉鎖することができる弁等」とは、移動タンク貯蔵所とは異なり、必ずしもレバーの操作により閉鎖するものに限らないが、移動タンクの周囲から容易に閉鎖操作ができるものとし、当該装置である旨の表示及び操作方法を表示しておくこと。

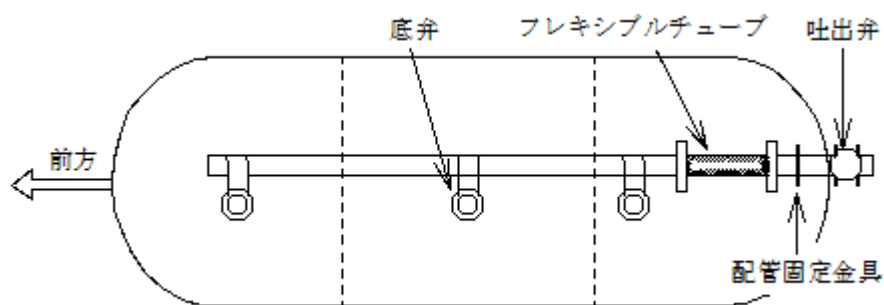
(2) 「外部からの衝撃による当該弁等の損傷を防止するための措置」には、次の方法がある。

- ① 底弁に直接衝撃が加わらないように、底弁と吐出口の間の配管の一部に屈曲部を設ける。(第9-5図参照)

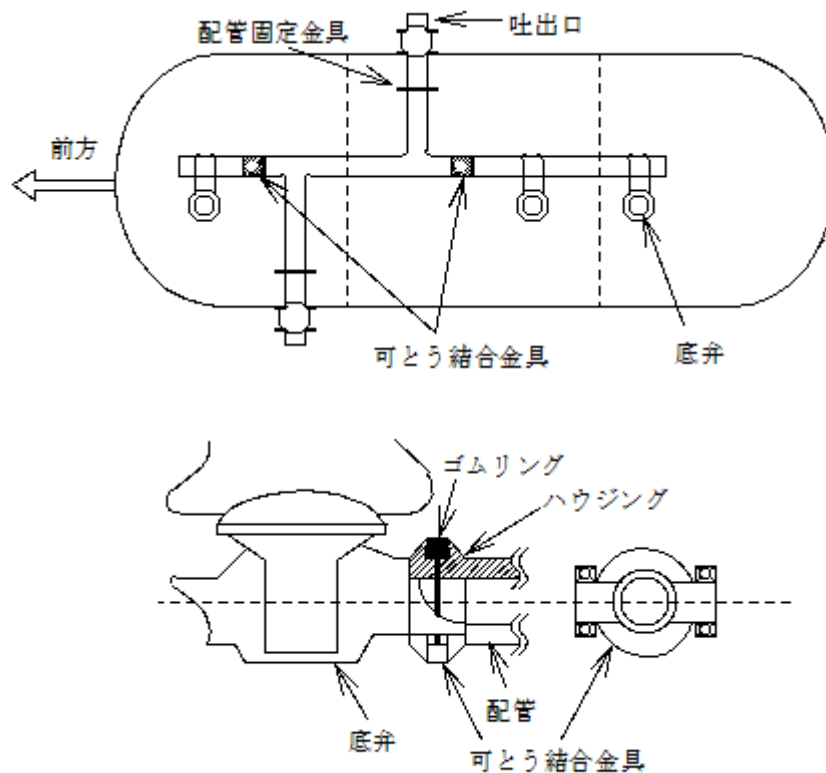


第9-5図 配管を屈曲させる方法

- ② 底弁に直接衝撃が加わらないように、底弁と吐出口の間のすべての配管の途中に緩衝継手を設ける。緩衝継手には、フレキシブルチューブによる方法と可とう結合金具による方法等がある。(第9-6図、第9-7図参照)



第9-6図 緩衝継手（フレキシブルチューブ）による方法



第9-7図 緩衝継手（可とう結合金具）による方法

15 配管に設ける弁等（第2項第10号）

移動タンクの底弁等が損傷した場合であっても、危険物が配管を通じて漏えいすることを防止するため、移動タンクに附属する配管の先端には弁等を設けること。

16 タンク及び付属装置の電気設備（第2項第11号）

- (1) 「可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所」とは、危険物を常温で貯蔵し、又は取り扱う場合、移動タンクにあっては、タンク内部が該当し、さらに当該危険物の引火点が40度未満の場合は、防護枠内及びポンプユニット等の遮へいされた場所等が該当する。
- (2) 「引火しない構造」とは、防爆性能を有する構造をいう。

第10 少量危険物の貯蔵及び取扱いの危険物の類ごとの共通基準（第32条の7）

1 第1類の危険物（第1項第1号）

第1類の危険物は、酸化性固体であり、その性質は、一般的には不燃性であるが、他の物質を酸化する酵素を分子構造中に含有しており、加熱、衝撃、摩擦等により分解して酸素を放出するため、周囲の可燃性物質の燃焼を著しく促すことになる。したがって、その貯蔵、取扱いにあたっては、分解を起こす条件を与えないように次のことに注意する必要がある。

- ① 加熱、分解、摩擦を避ける。
- ② 分解を促進する薬品類との接触を避ける。
- ③ 周囲に可燃物を置かない。
- ④ 水と反応して酸素を放出するアルカリ金属の過酸化物及びこれらを含有するものにあつては、水との接触を避ける。

2 第2類の危険物（第1項第2号）

第2類の危険物は、比較的低温で着火又は引火しやすい可燃性の固体で、しかも燃焼が早く、有毒なもの、あるいは燃焼の際、有毒ガスを発生するものがある。

火災予防上の留意点は、次のとおりである。

- ① 酸化剤との接触、混合を避ける。
- ② 炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避ける。
- ③ 鉄粉、金属粉及びマグネシウム並びにこれらのいずれかを含有するものにあつては、水又は酸との接触を避ける。
- ④ 引火性固体にあつては、みだりに蒸気を発生させてはならない。

3 第3類の危険物（第1項第3号）

第3類の危険物は、自然発火性物質及び禁水性物質の性状を有するものであるが、その危険性は、他の危険物と比較して高いものと評価されており、その指定数量も10キログラムから300キログラムと比較的少なめに定められている。

黄りんのように自然発火性のみを有している物品、あるいは、リチウムのように禁水性のみを有している物品もあるが、ほとんどの物品は自然発火性及び禁水性の両方の危険性を有している。

火災予防上の留意点は、次のとおりである。

- ① 自然発火性物品は、空気と接触させない。
- ② 自然発火性物品は、炎、火花、高温体との接触又は過熱を避ける。

- ③ 禁水性物品は、水との接触を避ける。
- ④ 保護液中に保存されている物品は、保護液の減少等に注意し、危険物が保護液から露出しないようにする。

4 第4類の危険物（第1項第4号）

第4類の危険物は、引火性液体で、液体の表面から発生する蒸気が空気と混合して、一定の混合比の可燃性混合ガスを形成した場合に、炎や火花等の火源により引火し、火災、爆発に至る。可燃性混合ガスは、液体の温度が当該液体の引火点以上になった場合に形成されるので、引火点が常温以下の第4類の危険物は、一般に電気の不導体で静電気が蓄積されやすく、静電気の放電火花による引火の危険がある。

火災予防上の留意点は、次のとおりである。

- ① 炎、火花、高温体との接近又は過熱を避ける。
- ② 静電気による火花の発生を防ぐ。
- ③ みだりに蒸気を発生させない。蒸気が発生するような取り扱いをする場合は、蒸気を排出するか、十分な通風を行う。

5 第5類の危険物（第1項第5号）

第5類の危険物は、自己反応性物質で、爆発又は激しい過熱分解による多量の発熱の危険性がある。過熱、衝撃、摩擦又は他の物品との接触により発火し、爆発するものが多く、また、空気中に長時間放置すると分解が進み、やがて自然発火するものがある。燃焼は、爆発的なものが多く、また、爆発的でなくても激しい燃焼状況を呈するため、消火が困難となる場合が多い。

火災予防上の留意点は、次のとおりである。

- ① 炎、火花、高温体との接近を避ける。
- ② 過熱、衝撃、摩擦を避ける。
- ③ 分解しやすいものは特に室温、湿気、通風に注意する。

6 第6類の危険物（第1項第6号）

第6類の危険物は、酸化性の液体で、自らは不燃性であるが、可燃物と混ぜるとこれを酸化し、着火させることがある。

火災予防上の留意点は、次のとおりである。

- ① 可燃物との接触や混合を避ける。
- ② 分解を促す薬品類との接近や過熱を避ける。

7 危険物の貯蔵及び取扱いが第1項の基準によらない場合（第2項）

第1項では、原則的な危険物の貯蔵、取扱いの基準を規定しているのに対し、第2項では、危険物の貯蔵、取扱いがこうした原則によることが通常でない場合にあっては、この基準によらないことができる旨を規定している。しかし、原則規定から外れた貯蔵、取扱いを行う場合は、それにより発生する可燃性蒸気、化学反応、発熱等の危険因子に対する換気、冷却等により、災害を防止するための十分な措置を講じたうえで行う必要がある。

第 1 1 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の維持管理（条例第 3 1 条の 8）

少量危険物貯蔵取扱所における事故が、設備の維持管理面に起因するものが非常に多いことから、タンクや配管その他の設備を第 3 1 条の 2 から第 3 1 条の 6 までの技術基準に適合するように、少量危険物貯蔵取扱所の関係者は、定期的に点検、補修等を行う必要がある。

なお、この場合、法で定められた点検記録の保存等、許可施設と同様の措置をとる必要はない。

第 1 2 動植物油類の適用除外（条例第 3 1 条の 9）

動植物油類については、危省令第 1 条の 3 第 7 項に規定する一定の条件のもとで貯蔵されているものは、数量の如何にかかわらず、危険物から除外され、可燃性液体類とされている。したがって、当該一定の条件により貯蔵されていない 1 万リットル未満の動植物油については、本来であれば、指定数量未満の危険物として第 3 0 条から第 3 1 条の 7 までの規定の適用があるはずであるが、貯蔵条件により基準の適用が異なることとならないよう規制の統一を図るため、第 3 0 条から第 3 1 条の 8 までの規定の適用除外を定めている。

なお、動植物油類については、指定可燃物の規制に合わせて第 3 3 条に貯蔵及び取扱いの基準を定めている。

指定可燃物の運用基準

第1 総則（第33条、第34条、第34条の2、第34条の3、第58条）

1 指定可燃物の特性

指定可燃物とは、火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、又は消火の活動が著しく困難となるものとして条例別表第8の品名欄に掲げる物品で、同表の数量欄に定める数量以上のものをいう。（第1-1表参照）

第1-1表 条例別表第8の品名欄に掲げる具体的な物品例

| 品名 | | 数量 | 具体的な物品例 |
|------------|---------|--------------|--------------------|
| 綿花類 | | 200 キログラム | 製糸工程前の原毛、羽毛 |
| 木毛及びかんなくず | | 400 キログラム | やしの実繊維、製材中に出るかんなくず |
| ぼろ及び紙くず | | 1,000 キログラム | 使用していない衣服、古新聞、古雑誌 |
| 糸類 | | 1,000 キログラム | 綿糸、麻糸、化学繊維糸、毛糸 |
| わら類 | | 1,000 キログラム | 乾燥わら、乾燥い草 |
| 再生資源燃料 | | 1,000 キログラム | 廃棄物固形化燃料（RDF等） |
| 可燃性固体類 | | 3,000 キログラム | 石油アスファルト、クレゾール |
| 石炭・木炭類 | | 10,000 キログラム | 練炭、豆炭、コークス |
| 可燃性液体類 | | 2立法メートル | 潤滑油、自動車用グリス、動植物油 |
| 木材加工品及び木くず | | 10立法メートル | 家具類、建築廃材 |
| 合成 樹脂類 | 発砲させたもの | 20立法メートル | 発泡ウレタン、発泡スチロール、断熱材 |
| | その他のもの | 3,000 キログラム | ゴムタイヤ、天然ゴム、合成ゴム |

2 品名の区分

指定可燃物のうち、綿花類、ぼろ及びかんなくず、糸類の不燃性又は難燃性の判断については、「45度傾斜バスケット法燃焼試験基準」（昭和52年消防予第179号別添）に適合するものを不燃性又は難燃性を有するものとして取り扱うものとする。

(1) 綿花類

- ① 「綿花類」は、条例別表第8備考第1に定めるもので、天然繊維、化学繊維の別なく含まれる。
- ② 「トップ状の繊維」とは、原綿、原毛を製綿、製毛機にかけて1本1本の細かい繊維をそろえて帯状に束ねたもので製糸工程前の状態のものをいう。
- ③ 羽毛は綿花類に該当する。

- ④ 不燃性又は難燃性でない羊毛は、綿花類に該当するが、鉄メされた羊毛（圧縮した原毛の入った麻袋を針金で締め、圧縮した状態のまま流通しているものをいう。）は、綿花類に該当しない。
- ⑤ 不燃性の繊維として石綿、ガラス等無機質の繊維が、難燃性の繊維として塩化ビニリデン系のもの等が除外されるものである。
- (2) 木毛及びかんなくず
- ① 「木毛」は、木材を細薄なひも状に削ったもので、一般に用いられている緩衝材だけに限らず、木綿、木繊維（しゅろの皮、やしの実の繊維等）等も該当する。
- ② 「かんなくず」とは、手動又は電動かんなを使用して木材の表面加工の際に出る木くずの一種をいう。製材所等の製材過程に出るおがくずや木っ端は該当せず、木材加工品及び木くずの品名に該当する。
- (3) ぼろ及び紙くず
- 「ぼろ及び紙くず」とは、条例別表第8備考第2に定めるもので、繊維製品並びに紙及び紙製品が、それらの製品が本来の製品価値を失い、一般需要者の使用目的から離れ廃棄されたものをいい、古雑誌、古新聞等の紙くずや製本の切れ端、古ダンボール、用いられなくなった衣服等が該当する。
- (4) 糸類
- 「糸類」とは、条例別表第8備考第3に定めるもので、紡績工程後の糸及びまゆをいう。綿糸、毛紡糸、麻糸、化学繊維糸、スフ糸等があり、合成樹脂の釣り糸も該当する。また、不燃性又は難燃性でない毛糸は、糸類に該当する。
- (5) わら類
- ① 「わら類」は、条例別表第8備考第4に定めるもので、俵、こも、なわ、むしろ等が該当する。
- ② 乾燥藁（い）は、い草を乾燥したもので、畳表、ござ等がこれに含まれる。
- ③ こも包葉たばこ、たる詰葉たばこ、製造たばこは、わら類に該当しない。
- (6) 再生資源燃料
- ① 「再生資源燃料」とは、条例別表第8備考第5に定めるもので、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源を原料とし、燃料等の用途に利用するため成型、固化して製造されたもので、廃棄物固形化燃料その他水分による発熱又は可燃性ガスの発生の恐れのあるもの（以下「廃棄物固形化燃料等」という。）をいい、代表的なものとして、次のものがある。
- なお、製造されたものが燃料用途以外に使用される場合でも再生資源燃料に該当するが、廃棄処理の工程として単に塊状としただけのものは除かれる。
- ア RDF（R e f u s e D e r i v e d F u e l）
- 家庭から出される塵芥ごみ等の一般廃棄物（生ごみ等）を原料として成型、固化することにより製造されたもので、燃料用途に使用される。

イ RPF (Refuse Paper & Plastic Fuel)

廃プラスチックと古紙、廃材、繊維くず等を原料として成型、固化することにより製造されたもので、燃料等の用途に使用される。

ウ 汚泥乾燥・固形燃料

下水処理から排出される有機汚泥等を主原料（廃プラスチックを添加する場合もある。）として製造され、燃料等の用途に使用される。

- ② 合成樹脂類のタイヤを裁断して燃料とする場合や木材加工品又は木くずを成型して燃料とする場合は、既に指定されている指定可燃物としての火災危険性に変化が生じないことから、再生資源燃料には該当しない。ただし、木くずや汚泥に添加剤を加えて加工する等、物品が持つ本来の性状が変化する場合は、再生資源燃料に該当する。

(7) 可燃性固体類

- ① 「可燃性固体類」とは、条例別表第8備考第6に定める固体で、次のア、ウ又はエのいずれかに該当するもの（1気圧において、温度20度を超え40度以下の間において液状になるもので次のイ、ウ、又はエのいずれかに該当するものを含む。）をいう。
- ア 引火点が40度以上100度未満のもの
- イ 引火点が70度以上100度未満のもの
- ウ 引火点が100度以上200度未満で、かつ、燃焼熱量が34キロジュール毎グラム以上のもの
- エ 引火点が200度以上で、かつ、燃焼熱量が34キロジュール毎グラム以上のもので、融点が100度未満のもの
- ② 「可燃性固体類」は、オークレゾール、コールタールピッチ、石油アスファルト、ナフタリン、ステアリン酸メチル等が該当する。
- ③ 燃焼熱量及び融点については、原油及び石油製品一発熱量試験方法及び計算による推定方法（JIS K 2279）、化学製品の融点及び溶融範囲測定方法（JIS K 0064）による。

(8) 石炭・木炭類

- ① 「石炭・木炭類」は、条例別表第8備考第7に定めるもので、自然発火の危険性があり、燃焼発熱量が大きい等の性質を有している。
- ② 石炭は、無煙炭、瀝青炭、褐炭、亜炭、泥炭があり、石炭をを乾留して生産されるコークスもこれに該当する。
- ③ 木炭は、木を焼いて人為的にこしらえたものが該当する。
- ④ 練炭は、粉状の石炭、木炭を混合して成型した燃料で、豆炭やたどんもこれに該当する。
- ⑤ 天然ガス又は液状炭化水素の不完全燃焼又は熱分解により得られる黒色の微粉末（カーボンブラック）は該当しない。

(9) 可燃性液体類

「可燃性液体類」は、条例別表第8備考第8に定めるもので、第2石油類の除外物品（可燃性液体量が40パーセント以下で、引火点が40度以上、燃焼点が60度以上もの。）、第3石油類及び第4石油類の除外物品（可燃性液体量が40パーセント以下のもの。）引火性の液体で引火点が250度以上のも、動植物油類の除外物品（危省令第1条の3第7項に規定するタンク又は容器に貯蔵保管されているもの。）が該当する。これらには、例えば、塗料、接着剤等が含まれる。

(10) 木材加工品及び木くず

① 「木材加工品」は、製材した木材、板、柱及びこれらを組み立てた家具類等が該当し、防災処理されたものは、不燃性又は難燃性を有していなければ、木材加工品に該当する。

なお、原木（立ち木を切り出した丸太）や水中に貯蔵している木材は、該当しない。ただし、丸太のまま使用する電柱材、木箱、建築用足場は、該当する。

② 「木くず」は、製材所等の製材過程において出る廃材、おがくず及び木端が該当する。このうち、軽く圧して水分があふれる程度浸漬されたものは、該当しない。

(11) 合成樹脂類

① 「合成樹脂類」とは、条例別表第8備考第9に定めるもので、石油等から化学的に合成される複雑な高分子物質で、樹脂状のものの総称をいう。これらのうち、同号の除外物品については、すでに指定可燃物として指定されているため、合成樹脂類から除外されている。ただし、プラスチックフィルムは、合成樹脂類に該当する。また、塗料、接着剤等に使用される合成樹脂類は、一般的に液状であり、法別表に定める危険物又は可燃性液体類に該当するものもあることから、固体のものに限定している。

② 条例別表第8の合成樹脂類は、発泡させたもの（内部に気泡を有するもの）とその他のものに分けられているが、その境目は、発泡倍率がおおむね6以上のものとし、梱包等に用いられる発泡スチロールや緩衝材又は断熱材として用いられるシート等が該当する。

なお、発泡ビーズは可燃性固体類に該当する。

③ ゴム類は、天然ゴム、合成ゴムの別を問わず、廃物ゴムを再利用のために加工した再生ゴムも合成樹脂類に該当する。

④ 合成樹脂類の不燃性又は難燃性の判断は、試験の再現性等を考慮してJIS K 7201-2「プラスチック-酸素指数による燃焼性の試験方法-第2部：室内における試験」に定める酸素指数法により判断し、当該試験方法に基づく酸素指数が26以上のものを不燃性又は難燃性を有するものとして取り扱う。一般的に使用される合成樹脂の例を第1-2表に示す。

第1-2表 合成樹脂の例

| | |
|-----------------------|-------------------------------|
| 酸素指数2.6未満 の合成樹脂の例※ | アクリルニトル・スチレン共重合樹脂 (AS) |
| | アクリルニトル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂 (ABS) |
| | エポキシ樹脂 (EP)・・・接着剤以外のもの |
| | 不飽和ポリエステル樹脂 (UP) |
| | ポリアセタール (POM) |
| | ポリウレタン (PUR) |
| | ポリエチレン (PE) |
| | ポリスチレン (PS) |
| | ポリビニルアルコール (PVAL)・・・粉状 (原料等) |
| | ポリプロピレン (PP) |
| | ポリメタクリル酸 (PMMA、メタクリル樹脂) |
| 酸素指数2.6以上 の合成樹脂の例 | フェノール樹脂 (PE) |
| | ふっ素樹脂 (PFE) |
| | ポリアミド (PA) |
| | ポリ塩化ビニリデン (PVDC、塩化ビニリデン樹脂) |
| | ポリ塩化ビニル (PVC、塩化ビニル樹脂) |
| | ユリア樹脂 (UF) |
| | けい素樹脂 (SI) |
| | ポリカーボネート (PC) |
| | メラミン樹脂 (MF) |
| | アルキド樹脂 (ALK)・・・液状 |

※ 難燃化により酸素指数が2.6以上のものがある。

() 書きは略号又は別名を示す。

3 指定可燃物の貯蔵及び取扱い

指定可燃物の貯蔵及び取扱いは、次による。

(1) 貯蔵及び取扱いに該当する場合

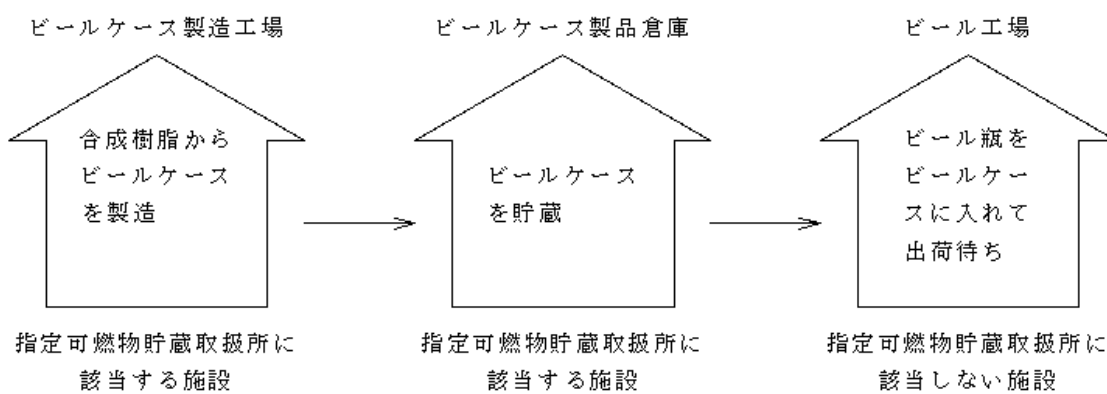
条例別表第8の数量以上の指定可燃物を倉庫において貯蔵する場合、又は工場において製造、加工する場合、並びに工事用資機材として貯蔵し、又は取り扱う場合等は、貯蔵及び取扱いに該当する。

① 「貯蔵」とは、保管を目的として屋外、倉庫内等集積することをいう。

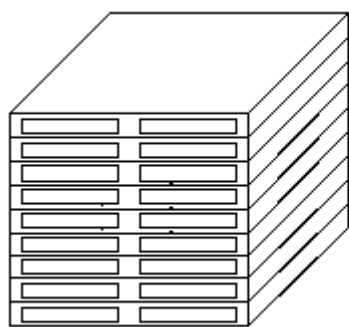
② 「取扱い」とは、指定可燃物に係る製造、加工等をいう。

(2) 貯蔵及び取扱いに該当しない場合の例

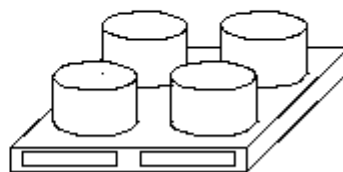
- ① 一定の場所に集積することなく日常的に使用される事務所のソファ、椅子、学校の机、ホテルのベッド類、図書館の図書類等
- ② 倉庫の保温保冷のための断熱材として使用されているもの
- ③ 百貨店等において陳列、展示しているもの
- ④ 美術品、芸術品等として展示しているもの
- ⑤ 施工された時点の建築物等の断熱材や吸着剤、地盤の改良材、道路の舗装材等
- ⑥ ビールケース、パレット等を搬送用の道具等として使用する場合（第1-1図、第1-2図参照）



第1-1図 ビールケース（合成樹脂）の例



パレット等の集積は、指定可燃物に該当する。



道具として使用されているパレット等は、指定可燃物に該当しない。

第1-2図 パレット等（合成樹脂）の例

4 指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の扱い

(1) 可燃性固体類及び可燃性液体類の同一場所の取り扱い

可燃性固体類及び可燃性液体類の同一場所の取り扱いは、少量危険物等の運用基準第1「総則」1に準ずる。

(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類以外の指定可燃物の同一場所の取り扱い

① 屋外の場合

原則として敷地ごととする。ただし、防火上安全な距離を有する場合はこの限りでない。防火上安全な距離は、貯蔵し、又は取り扱う数量等により判断するものとする。

② 屋内の場合

原則として棟ごととする。ただし、貯蔵し、又は取り扱う建築物その他の工作物に建基令第112条に規定する区画が存する場合は、それぞれ別の貯蔵取扱場所とする。

5 同一場所で貯蔵し、又は取り扱う指定可燃物の数量の算定

同一場所で貯蔵し、又は取り扱う指定可燃物の数量の算定については、条例別表第8に定める数量以上の品名のみを合算した数量とする。(例1、例2参照)

また、指定可燃物の容積又は重量の算定は、実際の指定可燃物部分の容積又は重量を算定し、箱型に形成されている場合等の空間部分は算入しない。

例1 糸類1,000キログラム、綿花類1,000キログラム、ぼろ及び紙くず500キログラムを貯蔵し、又は取り扱う場合。

| 品名 | 貯蔵取扱量 (キログラム) | 別表第8の数量 (キログラム) | 備考 |
|---------|------------------|--------------------|----------------------|
| 糸類 | 1,000 | 1,000 | 条例別表第8に定める数量の1倍 |
| 綿花類 | 1,000 | 200 | 条例別表第8に定める数量の5倍 |
| ぼろ及び紙くず | 500 | 1,000 | 条例別表第8に定める数量未満のため非該当 |

※ 条例別表第8に定める数量以上の物品のみの倍数を合算し、6倍となる。

例2 糸類800キログラム、綿花類150キログラム、ぼろ及び紙くず500キログラムのように2以上の異なる指定可燃物の品名の量がそれぞれ条例別表第8の数量未満の倍は、合算せず指定可燃物の貯蔵又は取り扱いに該当しない。

| 品名 | 貯蔵取扱量 (キログラム) | 別表第8の数量 (キログラム) | 備考 |
|---------|------------------|--------------------|----------------------|
| 糸類 | 800 | 1,000 | 条例別表第8に定める数量未満のため非該当 |
| 綿花類 | 150 | 200 | 条例別表第8に定める数量未満のため非該当 |
| ぼろ及び紙くず | 500 | 1,000 | 条例別表第8に定める数量未満のため非該当 |

※ 条例別表第8に定める数量未満の場合は、合算しないので貯蔵又は取り扱いの対象外となる。

6 基準の特例（条例第34条の3）

基準の特例については、少量危険物等の運用基準 第1「総則」3に準ずる。

7 届出の種類（条例第58条）

届出の種類については、少量危険物等の運用基準 第1「総則」4に準ずる。

再生資源燃料、可燃性固体類、可燃性液体類及び合成樹脂類は、条例別表第8に定める数量以上、その他のものにあつては、同表で定める数量の5倍以上の数量を貯蔵し、又は取り扱う場合、届出を要する。

なお、条例別表第8の数量の5倍以上の算定については、前4を参照すること。

第2 可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準（条例第33条）

1 可燃性液体類等（第1項）

「可燃性液体類等」とは、指定可燃物のうち、引火性を有する物品である可燃性固体類及び可燃性液体類並びに指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油をいう。

(1) 可燃性固体類

「可燃性固体類」については、第1、2、(7)を参照すること。

(2) 可燃性液体類

「可燃性液体類」については、第1、2、(9)を参照すること。

(3) 動植物油類

「動植物油類」とは、法別表第1備考第10号及び第17号に定めるものをいうが、一定の貯蔵要件より貯蔵されているものは危険物から除外され、可燃性液体類となる。したがって、一定の貯蔵要件により貯蔵されていない指定数量未満の動植物油類については、本来であれば、条例第30条から第31条の8までの規定が適用される。しかし、この場合、まず、一定の貯蔵要件を満たしているかどうかを厳密に判断しなければ適用する条項が決まらず、これによる混乱を防ぐため、一定の貯蔵要件により貯蔵されていないものについても、指定可燃物となる動植物油類と合わせて、本条に基準を規定している。

「動植物油類」については、少量危険物等の運用基準 第12「動植物油類の適用除外」を参照すること。

2 可燃性液体類等を収納する容器（第1項第1号）

(1) 可燃性固体類（条例別表第8備考第6号エに該当するものを除く。）にあつては、危省令別表第3の危険物の類別及び危険等級の別の第2類のⅢの項において適応するものとされる内装容器又はこれと同等以上であると認められる容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により可燃性固体類が漏れないように密封して収納しなければならない。

(2) 可燃性液体類及び指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあつては、危省令別表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の第4類のⅢの項において適応するものとされる内装容器又はこれと同等以上であると認められる容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により可燃性固体類が漏れないように密封して収納しなければならない。

(3) 可燃性液体類等を収納する容器等には、見やすい箇所に可燃性液体類等の化学名又は通称名、数量、「火気厳禁」又はこれと同一の意味を有する他の表示をすること。た

だし、化粧品等の容器等で最大容量300ミリリットル以下のものについては、この限りでない。

3 容器の積み重ね高さ（第1項第2号）

可燃性液体類等（条例別表第8備考第6号エに該当するものを除く。）の容器の積み重ね高さの算定は、地盤面又は床面から容器の上端までの高さとする。

4 屋外で貯蔵し、又は取り扱う場合の空地等（第2項第1号）

可燃性液体類等を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場合は、延焼防止の観点から、その屋外の場所の周囲に可燃性固体類及び可燃性液体類（以下「可燃性固体類等」という。）にあつては容器等の種類及び数量の倍数に応じた幅の空地、指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあつては、幅1メートル以上の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。この場合、防火上有効な塀は、不燃材料又はこれと同等以上の防火性能を有する材料で造り、空地を保有できない部分及び施設全体を遮へいする幅及び高さを有すること。

なお、可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合の規制は、少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合と比較して数量が多いため、条例第31条の3第2項第1号ただし書きの緩和は認められない。

5 屋内で貯蔵し、又は取り扱う場合の空地等（第2項第2号）

① 条例別表第8に定める数量の20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、その数量に応じた延焼防止を考慮して、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造った室内で行うこと。この場合、本条第3項に規定する規制とは異なり、内装のみ不燃材料で仕上げるだけでは不適となる。

② ただし書きの規定は、前①の室内で貯蔵し、又は取り扱うことができない場合の救済規定で、周囲に1メートル以上（可燃性固体類等の数量の倍数が200倍以上の場合は、3メートル以上。）の空地を保有するか、防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物にあつては、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造らなくても、不燃材料で覆うことで、可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱うことができる。

③ 前②の「防火上有効な隔壁」については、少量危険物等の運用基準 第3「少量危険物の貯蔵及び取扱いの基準」12、①を参照すること。

なお、この場合、同基準イの「吹付塗装作業場側」を「可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う側」に読み替えるものとする。

6 規定の準用（第3項）

- (1) 可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準は、第1項及び第2項の基準のほか、条例別表第8に定める数量以上の可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、その危険性に鑑み、少量危険物に準じて規制を行う。
- (2) 標識及び掲示板
 - ① 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱っている旨の標識は、「指定可燃物貯蔵取扱所」とすること。
 - ② 掲示板には、貯蔵し、又は取り扱う可燃性液体類等の品名、最大数量を表示し、防火に関し必要な事項は、「火気厳禁」とすること。
 - ③ ①及び②に掲げるほか、標識及び掲示板にあっては、少量危険物等の運用基準 第4「少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の基準」1、(1)に準ずること。

第3 綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準（条例第34条）

1 綿花類等（第1項）

「綿花類等」とは、条例別表第8に定める品名のうち、綿花類、木毛及びかんなくず、ぼろ及び紙くず、糸類、わら類、再生資源燃料、石炭・木炭類、木材加工品及び木くず、合成樹脂類をいう。各品名の詳細については、第1、2（(7)及び(9)を除く。）を参照すること。

2 みだりに火気を使用しない（第1項第1号）

「みだりに火気を使用しない」については、少量危険物等の運用基準 第2「指定数量未満の危険物の貯蔵又は取り扱い」1を参照すること。

3 係員以外の者の出入り（第1項第2号）

係員以外の者の出入りでも当該貯蔵取扱場所の管理者等に正式に連絡が行われ、管理者の管理権が十分行使しうる場合は、「みだりに」に該当しない。

4 区分して整理、地震等の対策（第1項第3号）

① 「区分して整理する」とは、綿花類等を危険物と同じ場所に貯蔵し、又は取り扱う場合は、その性質から、一緒に雑然と取り扱われることは、危険性が增大することとなるため、危険物とは火災予防上安全な距離（おおむね1メートル以上）を保ち、区分して整理することをいう。

② 地震等に対する落下、飛散等防止措置としては、囲い、ロープ掛け等の措置がある。

5 くず、かす等の廃棄（第1項第4号）

製造、加工等によって生じた綿花類等のくず、かす等を放置することは火災予防上危険なため、その日に生じたくず、かす等はその日のうちに火災予防上安全な場所で処理しなければならない。大規模な工場等1日ですべてのくず、かす等を処理できない場合でも、適切な量を処理し、常に安全な状態にしておくようにすべきである。

「廃棄」の方法としては、埋没し、又は他に危害を及ぼさない方法で焼却すること等があり、「その他適当な措置」としては、安全な方法で回収を行う等が考えられる。

6 再生資源燃料（第1項第5号）

「廃棄物固形化燃料等」とは、廃棄物固形化燃料のうち、RDFその他の水分による発熱又は可燃性ガスの発生のおそれのあるものをいい、RPF及び汚泥乾燥・固形燃料は、該当しない。

① 廃棄物固形化燃料等の管理（第1項第5号ア）

廃棄物固形化燃料等は、発熱等を防止するため、水分を10パーセント以下のできる限り低い管理値に設定すること。

② 廃棄物固形化燃料等の受け入れ（第1項第5号イ）

製造後の廃棄物固形化燃料等については、十分に冷却されたものを受け入れること。

③ 廃棄物固形化燃料等の集積（第1項第5号ウ）

ア 廃棄物固形化燃料等は、集積量が多くなるほど、保管が長期になるほど発火危険が高まることから、集積高さを5メートル以下に制限し、発熱、発火しにくくするとともに、万が一発火した場合においても、消火活動が容易に行えるようにしたものである。

イ 集積高さについては、廃棄物固形化燃料等の性状管理、換気等による貯蔵条件管理等に応じた集積高さとする。

ウ 長期保管となる場合は、廃棄物固形化燃料等を少なくとも3か月に1回以上保管場所から全量の掻き出しを行うこと。

④ 廃棄物固形化燃料等の監視（第1項第5号エ）

廃棄物固形化燃料等を温度測定装置及び可燃性ガス測定装置等により状態を把握し、測定値の変化に応じた適切な対応措置を図ること。

7 標識、掲示板（第2項第1号）

① 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱っている旨の標識は、「指定可燃物貯蔵取扱所」とすること。

② 掲示板には、貯蔵し、又は取り扱う綿花類等の品名、最大数量を表示し、防火に関し必要な事項は、「火気注意」とすること。

③ ①及び②に掲げるほか、標識及び掲示板にあつては、少量危険物等の運用基準 第4「少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の基準」1、(1)に準ずること。

8 綿花類等の集積（廃棄物固形化燃料等及び合成樹脂類を除く。）（第2項第2号）

綿花類等（廃棄物固形化燃料等及び合成樹脂類を除く。）を貯蔵し、又は取り扱う場合は、多量に集積すると、その危険性が増大し、消火の困難性が著しくなるため、集積は、

その場所を200平方メートル以下ごとに区分し、かつ、区分した各集積場所は相互に2メートル以上（集積面積が50平方メートル以下の場合は、1メートル以上。）の距離を保持しなければならない。

ただし書きは、例えば、石炭・木炭類を製鉄会社や電力会社において貯蔵する場合には、集積単位を規制することが難しい実態にあるため、温度計等により監視するとともに、適温を超えた場合には散水を行うこと等により温度を下げる設備を設置している場合には、火災予防上支障がないと認めて集積単位の規制を行わないこととしたものである。

9 合成樹脂類（第2項第3号）

① 集積面積等

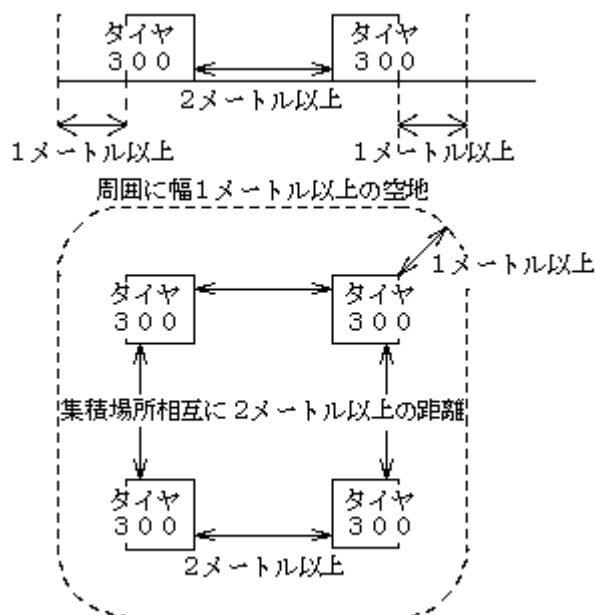
合成樹脂類の製造工程の実態を考慮し、合成樹脂類を集積する場合は、500平方メートル以下ごとに区分して集積し、集積面積に応じて集積単位相互間の距離を保持しなければならない。

ただし書きは、具体的に定めている散水設備に限らず、不燃材料による区画、ドレンチャー設備又はスプリンクラー設備等の防火上有効な措置を講ずることで、集積単位の規制を行わないこととしたものである。

② 屋外で貯蔵し、又は取り扱う場合の空地等

火災拡大防止を図るため、屋外において貯蔵し、又は取り扱う場所の周囲には、幅1メートル以上（条例別表第8に定める数量の20倍以上貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル以上。）の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けなければならない。（第3-1図参照）

タイヤ（合成樹脂類）を6,000キログラム貯蔵し、
300（平方メートル）ごとに集積



第3-1図 空地等の例

③ 屋内で貯蔵し、又は取り扱う場合

「不燃性の材料を用いて区画する」とは、不燃材料又はこれと同等以上の防火性能を有する材料を用いて、小屋裏に達するまで完全に区画することをいう。

④ 条例別表第8に定める数量の100倍以上の数量を屋内で貯蔵し、又は取り扱う場合
多量の合成樹脂類を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、延焼危険及び消火の困難を考慮し、室内の天井及び壁の仕上げを難燃材料で行わなければならない。

10 廃棄物固形化燃料等（第2項第4号）

① 廃棄物固形化燃料等は、ひとたび発熱・発火すると消火が非常に困難となるため、速やかに発熱等の拡大防止を図らなければならない。

② 「迅速に排出できる構造」には、タンク等の下部を開放することで、内容物の全量が落下する等により即時に排出される構造等がある。

第4 危険要因の把握等（条例第34条の2）

条例別表第8に定める数量の100倍以上の廃棄物固形化燃料等、可燃性固体類、可燃性液体類、合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合に、自主的な保安対策による事故防止を図らなければならない。

危険要因の把握にあたって、一般に類似施設の事故、トラブル事例等を参考に対象施設の火災発生・拡大要因を整理することとなるが、その手法を問うものではなく、例えば、これまでの経験、知見に基づき構成設備、取扱工程等ごとに想定事故形態と必要と考える対策を箇条的に整理するような簡易な方法も考えられる。危険要因を把握する場合は、総務省消防庁及び全国消防長会の指導、協力のもと、企業防災対策支援センターが平成17年8月に作成した「危険性評価方法」を活用するのも一つの方法である。

なお、本条では、個々の物品に対して条例別表第8に定める数量の100倍以上としていることから、それぞれの物品を合算して100倍以上となる場合は、本条の対象とはならない。